○　北九州市防災会議条例

（昭和38年６月１日
条例第７８条）

改正　昭和40年12月27日条例第57号　　昭和42年３月27日条例第２号
　　平成12年３月29日条例第５号　　平成24年12月19日条例第46号

（趣　　旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、北九州市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　北九州市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員70人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　指定地方行政機関の職員

(2)　福岡県の知事の部内の職員

(3)　福岡県警察の警察官

(4)　市長の部内の職員

(5)　教 育 長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

(8)　自主防災組織を構成する者

(9)　学識経験のある者

(10)　前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

６　前項第７号から第10号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関、福岡県、市、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
３　専門委員は、その者の委嘱又は任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹　　事）
第５条　防災会議に幹事を置く。
２　幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
３　幹事は、防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

（委　　任）
第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付　　則
この条例は、公布の日から施行する。

付　　則（昭和40年12月27日条例第57条）
この条例は、公布の日から施行する。

付　　則（昭和42年３月27日条例第２号）
この条例は、公布の日から施行する。

付　　則（平成12年３月29日条例第５号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。

付　　則（平成24年12月19日条例第46号）
この条例は、公布の日から施行する。

○　北九州市防災会議運営規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、北九州市防災会議条例第５条の規定に基づき北九州市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招　　集）

第２条　防災会議の招集は会長が行う。

２　会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

３　委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会　　議）

第３条　防災会議は委員の総数の２分の１以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

２　会長は、防災会議の議長となり、議事を整理する。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（幹事会議）

第４条　幹事は、その職務を行うため、事務の内容に応じ当該事務に関係する機関から選出された幹事で幹事会議を開くことができる。

（専決処分）

第５条　防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は防災会議が処理すべき事務のうち次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1)　北九州市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2)　災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(3)　関係機関の長に対し、資料又は情報の提供意見の開陳その他協力を求めること。

(4)　緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(5)　その他軽易な事項に関すること。

２　会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

（会 議 録）

第６条　会長は職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

（庶　　務）

第７条　防災会議の庶務は、危機管理室危機管理課において処理する。

（委　　任）
第８条　この規程に定めのあるものを除くほか必要な事項は会長が定める。

付　　則
この規程は、昭和38年８月20日から施行する。

付　　則
この規程は、平成８年４月１日から施行する。

付　　則
この規程は、平成21年４月１日から施行する。

付　　則
この規程は、平成24年４月１日から施行する。

付　　則
この規程は、平成24年12月19日から施行する。

○　北九州市防災会議委員・幹事一覧表

会　　長
北九州市長　武内　和久

〔委員60名・幹事65名（令和７年４月現在）〕

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話
1号委員	九州運輸局 福岡運輸支局長	九州運輸局福岡運輸支局 首席運輸企画専門官	福岡市東区千早三丁目10-40	092-673-1190
	九州地方整備局 総括防災調整官	九州地方整備局 防災室課長補佐	福岡市博多区博多駅東二丁目10-7	092-476-3544
		九州地方整備局 関門航路事務所総務課長	小倉北区浅野三丁目7-38	512-8091
		九州地方整備局 北九州国道事務所管理第一課長	小倉南区春ヶ丘10-10	951-4331
	大阪航空局 北九州空港事務所長	大阪航空局 北九州空港事務所 総務課長	小倉南区空港北町6番	474-0204
	門司海上保安部長	門司海上保安部 警備救難課長	門司区西海岸一丁目3-10 門司港湾合同庁舎	321-3215
	若松海上保安部長	若松海上保安部 警備救難課長	若松区本町一丁目14-12	761-4353
	福岡管区気象台 気象防災部長	福岡管区気象台 地域防災対策支援調整官	福岡市中央区大濠一丁目2-36	092-725-3603
2号委員	福岡県総務部 防災危機管理局長	福岡県総務部 防災危機管理局 防災企画課長	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3318
3号委員	福岡県警察 北九州市警察部長	福岡県警察 北九州市警察部 機動警察隊副隊長	小倉北区大門一丁目6-19	583-1110
		福岡県警察 本部警備部警備課 危機管理対策室長	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4141
4号委員	北九州市副市長		小倉北区城内1-1	582-2127
	北九州市副市長		小倉北区城内1-1	582-2127
	北九州市副市長		小倉北区城内1-1	582-2127
	北九州市 危機管理監	危機管理室長	小倉北区城内1-1	582-2110
		防災企画担当課長		
		会計室次長	小倉北区城内1-1	582-2514
		技術監理局 技術企画課長	小倉北区城内1-1	582-2043
		政策局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2158
		政策局 WomanWill 推進室次長	小倉北区城内1-1	582-2209
	総務市民局長	総務市民局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2102

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話
4号委員		財政・変革局財政課長	小倉北区城内1-1	582-2002
	保健福祉局長	保健福祉局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2403
	子ども家庭局長	子ども家庭局総務企画課長	小倉北区城内1-1	582-2280
		環境局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2173
		産業経済局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2190
		都市ブランド創造局総務課長	小倉北区城内1-1	
		都市戦略局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2523
		都市戦略局開発指導課長	小倉北区城内1-1	582-2644
	都市整備局長	都市整備局総務課長	小倉北区城内1-1	582-2252
		都市整備局河川整備課長	小倉北区城内1-1	582-2281
		港湾空港局総務課長	門司区西海岸一丁目2-7	321-5911
	上下水道局長	上下水道局総務課長	小倉北区大手町1-1	582-3140
		交通局総務経営課長	若松区東小石町3-1	771-8401
		門司区総務企画課長	門司区清滝一丁目1-1	331-1881
		小倉北区総務企画課長	小倉北区大手町1-1	582-3301
		小倉南区総務企画課長	小倉南区若園五丁目1-2	951-4111
		若松区総務企画課長	若松区浜町一丁目1-1	761-5321
		八幡東区総務企画課長	八幡東区中央一丁目1-1	671-1459
		八幡西区総務企画課長	八幡西区黒崎三丁目15-3	642-1441
	北九州市戸畑区長	戸畑区総務企画課長	戸畑区千防一丁目1-1	871-3600
5号委員	北九州市教育長	教育委員会総務課長	小倉北区大手町1-1	582-2352
6号委員	北九州市消防局長	消防局警防課長	小倉北区大手町3-9	582-3819
		門司消防団副団長	門司区大里東一丁目4-10	372-0119
		小倉北消防団副団長	小倉北区大手町8-38	582-0660
		小倉南消防団副団長	小倉南区若園五丁目1-3	951-0119
		若松消防団副団長	若松区桜町1-28	752-0119
	北九州市消防協会長（八幡東消防団長）	八幡東消防団副団長	八幡東区大谷一丁目3-1	663-0119
		八幡西消防団副団長	八幡西区相生町19-19	622-0119
		戸畑消防団副団長	戸畑区新池二丁目1-15	861-0119
		洞海湾消防団副団長	若松区桜町1-28	752-0119

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話
7号委員	九州旅客鉄道㈱ 総務部危機管理室長		福岡市博多区博多駅前三丁目25-21	092-474-2501
	西日本電信電話㈱ 北九州支店長	西日本電信電話㈱ 北九州支店 災害対策室長	小倉北区江南町7-3	932-2765
	日本銀行 北九州支店長	日本銀行 北九州支店次長	小倉北区紺屋町13-13	541-9111
	日本赤十字社 福岡県支部事務局長	日本赤十字社 福岡県支部 事業課長	福岡市南区大楠三丁目1-1	092-523-1171
	日本放送協会 北九州放送局長	日本放送協会 北九州放送局 コンテンツセンター長	小倉北区室町一丁目1-1-20	591-5011
	西日本高速道路㈱ 九州支社 北九州高速道路 事務所長	西日本高速道路㈱ 九州支社 北九州高速道路事務所 統括課長	北九州高速道路事務所 八幡西区金剛403-1	618-3143
	九州電力㈱ 北九州支店長	九州電力㈱ 北九州支店企画・総務部 総務グループ長	小倉北区米町二丁目3-1	533-8507
	西部ガス㈱ 常務執行役員北九州地区総括	西部ガス㈱ 北九州供給部長	小倉北区愛宕一丁目5-1	591-6615
	西鉄バス北九州㈱ 代表取締役社長	西鉄バス北九州㈱ 総務部長	小倉北区砂津一丁目1-2	522-1111
	日本郵便㈱ 北九州中央郵便局長	日本郵便㈱ 北九州中央郵便局総務部長	小倉北区萩崎町2-1	941-3028
	公益社団法人福岡県 看護協会北九州地区理事		福岡市東区馬出四丁目10-1	092-631-1141
8号委員	北九州市市民防災会 総連合会長	北九州市市民防災会 総連合会事務局次長	小倉北区大手町3-9	582-3836
	戸畑区 自治総連合会長			
9号委員	北九州市婦人会 連絡協議会事務局長		小倉北区大門一丁目6-43	592-1444
	社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会 地域福祉部活動推進課長	社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会 総務課長	戸畑区汐井町1-6	882-4401
	北九州国際交流団体 ネットワーク顧問	公益財団法人 北九州国際交流協会 事業推進課長	八幡西区黒崎三丁目15-3	643-5931
	アジア女性交流・研究 フォーラム専務理事			
	北九州市男女共同 参画審議会長			
	NPO法人　北九州育ち と遊びのエンパワメント ネットBee会員			

区分	委員	幹事	所属機関所在地	電話
9号委員	北九州市食生活改善推進員協議会長			
	北九州市女性団体連絡会議事務局長			
	北九州婦人教育研究会長		小倉北区大門一丁目6-43 （北九州市立婦人会館内）	741-1657
	北九州市障害福祉団体連絡協議会長		戸畑区汐井町1-6	882-6770
	北九州市立小学校長会小倉中央小学校長			
	北九州市立大学国際環境工学部建築デザイン学科教授			
	福岡県臨床心理士会			
	北九州市立大学准教授			
10号委員	福岡北九州高速道路公社北九州事務所長	福岡北九州高速道路公社北九州事務所管理課長	小倉北区東篠崎三丁目1-1	922-6813
	陸上自衛隊第40普通科連隊長	陸上自衛隊第40普通科連隊第3科長	小倉南区北方五丁目1-1	962-7681
	一般社団法人北九州市保育所連盟理事		八幡東区中央二丁目1-1 レインボープラザ５Ｆ	661-2153
	公益社団法人北九州市医師会長	公益社団法人北九州市医師会専務理事	小倉北区馬借一丁目7-1	513-3811
	公益社団法人北九州市歯科医師会長	公益社団法人北九州市歯科医師会理事	小倉北区馬借一丁目7-1	513-3650
	公益社団法人北九州市薬剤師会長	公益社団法人北九州市薬剤師会専務理事	八幡東区祝町二丁目13-26	651-2255
	一般社団法人九州防災パートナーズ代表理事			
	北九州市民生委員児童委員協議会小倉南区主任児童委員副部会長			
	北九州市ＰＴＡ協議会理事			
	Ｓａｙ！輪代表			
	北九州市立大学地域共生教育センター防犯防災プロジェクトMATE’ｓ防災リーダー			

○　北九州市災害対策本部条例

昭和38年6月１日
条 例 第 ７ ９ 号
改正　平成８年６月18日条例第33号
平成24年６月27日条例第36号

（趣　　旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、北九州市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本部長、副本部長及び部員）
第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）
第３条　本部長は、本部に部を置く。
２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
３　部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

（委　　任）
第５条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付　　則
この条例は、公布の日から施行する。

○　北九州市災害対策本部運営要綱

（趣　　旨）

第１条　この要綱は、北九州市災害対策本部条例（昭和38年北九州市条例第79号）第５条の規定に基づき、北九州市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（副本部長及び本部員）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもってあてる。

２　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、危機管理監、北九州市事務分掌条例第１条に定める局の長、消防局長、上下水道局長、交通局長、公営競技局長、区長、教育長、市議会事務局長及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者をもってあてる。

（組織及び事務分掌等）

第３条　本部の組織は、別表第１のとおりとする。

２　各部の事務分掌は、別表第２のとおりとする。

３　部に副部長をおくことができる。

４　班に班長、隊に隊長をおき、必要に応じ副班長又は副隊長をおくことができる。

５　各部の部長、副部長、班長、隊長、副班長、副隊長、班員及び隊員は、別表第２の当該欄に掲げる者をもってあてる。

（副部長等の職務）

第４条　副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

２　班長及び隊長は、上司の命を受け、班又は隊の事務を掌理する。

３　副班長及び副隊長は、班長又は隊長を補佐し、班長又は隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

４　班員及び隊員は、上司の命を受け、班又は隊の事務に従事する。

（本部会議）

第５条　本部に、本部会議をおく。

２　本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が必要と認める者をもって組織する。
　ただし、必要に応じ、一部の本部員をもって会議を開くことができる。

３　本部会議は、災害対策に関する重要事項について協議する。

４　本部会議は、本部長が招集する。

（区対策部会議）

第６条　区対策部に、区対策部会議をおき、各区の部長、副部長、班長及び区対策部長が必要と認める者をもって組織する。

２　区対策部会議は、区対策部長が招集し、区内の災害対策実施の重要事項について協議する。

（応援職員の派遣）

第７条　各部長は、災害対策実施のため応援を求める必要があると認めるときは、ただちに本部長に要請するものとする。

２　前項の規定による申請があったときは、本部長は必要に応じ、応援職員を派遣するものとする。

（被害状況等の報告）

第８条　災害が発生したときは、各部長は被害状況及び応急対策状況等を調査し、別に定める「被害状況等収集伝達要領」に基づき報告しなければならない。

（災害警戒本部）

第９条　本部長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて北九州市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図るものとする。

２　警戒本部に警戒本部長を置き、警戒本部長は、危機管理監をもってあてる。

３　警戒本部長は、その状況に応じて別表第２に定める部のうち、その一部をもって事務を分担させる。

４　部長は、警戒本部長の命をうけて、その指示された事務を処理する。

（大規模災害時における災害対策センターの設置）

第10条　本部長は、大規模災害時において、各部の情報を共有し、災害応急対策を的確かつ迅速に決定するために災害対策センター（以下「センター」という。）を設置することができる。

２　センターにセンター長を置き、センター長は、危機管理監をもってあてる。

３　センターに副センター長をおくことができる。

４　センターの組織は、別表第３のとおりとする。

５　各対策グループの事務分掌は、別表第４のとおりとする。

６　各対策グループにグループ長、各機能別チームにチーム長をおき、必要に応じ副グループ長、副チーム長をおくことができる。

７　副センター長、各対策グループのグループ長、副グループ長、各機能別チームのチーム長、副チーム長及びチーム員は、別表第４の当該欄に掲げる者をもってあてる。

８　センターは、災害対策本部室内に設置し、構成員は、災害対策室での執務を原則とする。

（補　　足）

第11条　この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

付　　則

１　この要綱は、昭和40年７月７日から実施する。

２　北九州市災害対策本部運営要綱（昭和38年６月24日決裁）は、廃止する。

３　この要綱は、昭和58年６月10日から実施する。

４　この要綱は、平成８年６月18日から実施する。

５　この要綱は、平成21年４月１日から実施する。

６　この要綱は、平成24年４月１日から実施する。

７　この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

８　この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

9　この要綱は、令和６年４月２６日から実施する。
10　この要綱は、令和７年６月１０日から実施する。
11　この要綱は、令和８年６月１８日から実施する。

北九州市災害対策本部機構表

別表第１

本部会議

本部長

副本部長

本部長＝市長　副部長=部長
副本部長＝副市長　班長＝部長、課長
部長＝局長　副班長＝課長

- **総括部**
  - 秘書班（秘書課）
  - 本部総括班（危機管理課）（安全・安心推進課）（訓練研修センター）（予防課の一部）（指導課の一部）（規制課の一部）（指令課）
  - 情報班（危機管理課）（安全・安心推進課）
  - 広報班（企画・マーケティング課）（報道課）（人事課の一部）
- **総務市民部**
  - 総務班（総務課）（文書館）（平和のまちミュージアム事務局）
  - 庁舎管理班（総務課）（法制課）
  - 職員班（人事課）（給与課）（福利課）
  - 市民相談班（市民活動推進課）（みんなの声課）（区政推進課）（区政事務センター）（地域振興課）
  - 生涯学習班（生涯学習課）（生涯学習総合センター）（八幡西生涯学習総合センター）
- **政策部**
  - 政策総務班（総務課）
  - 応援班（政策課）（サステナビリティ戦略課）（Ｚ世代課）（Ｗｏｍａｎ Ｗｉｌｌ推進室）
  - 国際班（国際政策課）
  - 情報システム班（ＤＸ・ＡＩ戦略室）
  - 首都圏本部班（東京事務所）
- **財政・変革部**
  - 財務班（財政課）（市政変革推進室）（アセットマネジメント推進室）
  - 税務班（税制課）（課税第一課）（課税第二課）（固定資産税課）（収税企画課）
  - 会計班（会計室）
  - 契約班（契約制度課）（契約課）

【災害対策編】116頁、124頁

保健福祉部

- 統括班
  - （総務課）
  - （保健企画課の一部）
  - （人権文化推進課）
  - （同和対策課）
  - （地域交流センター）
- 保健班
  - （長寿社会対策推進室の一部）
  - （健康推進課）
  - （保健衛生課）
  - （動物愛護センター）
  - （食肉センター）
  - （保健企画課の一部）
  - （保健予防課）
  - （東部生活衛生課）
  - （西部生活衛生課）
  - （保健環境研究所）
- 医療班
  - （保険年金課）
  - （精神保健・地域移行推進課）
  - （地域医療課）
  - （疾病対策課）
  - （夜間・休日急患センター）
  - （第２夜間・休日急患センター）
  - （医務薬務課）
  - （精神保健福祉センター）
- 福祉班
  - （地域福祉推進課）
  - （保護課）
  - （介護保険課）
  - （介護イノベーション推進室）
  - （長寿社会対策推進室の一部）
  - （障害福祉企画課）
  - （障害者支援課）
  - （精神保健・地域移行推進課）
  - （地域リハビリテーション推進課）
  - （精神保健福祉センター）

子ども家庭部

- 子ども家庭総務班
  - （総務企画課）
  - （こども施設企画課）
- 子育て支援班
  - （子育て支援課）
  - （こども若者成育課）
  - （夜宮青少年センター）
- 子ども総合センター班
  - （子ども総合センター）

環境部

- 環境総務班
  - （総務課）
  - （環境学習課）
  - （グリーン成長推進課）
  - （ネイチャーポジティブ推進課員）
  - （再生可能エネルギー導入推進課）
  - （サーキュラーエコノミー推進課）
  - （環境国際戦略課）
- 環境監視班
  - （環境監視課）
  - （産業廃棄物対策課）
- 環境業務班
  - （業務課）
  - （施設課）
  - （工場）
  - （循環社会推進課）
- 環境センター班
  - （環境センター）

産業経済部

- 産業経済総務班
  - （総務課）
  - （渡船事業所）
  - （産業政策課）
- 地域産業班
  - （雇用・産業人材政策課）
  - （スタートアップ推進課）
  - （中小企業振興課）
  - （企業誘致課）
  - （物流拠点推進室）
  - （未来産業推進課）
  - （宇宙産業推進室）
  - （国際ビジネス戦略課）
- 農林水産班
  - （農林課）
  - （水産課）
  - （鳥獣被害対策課）
  - （東部農政事務所）
  - （西部農政事務所）
  - （総合農事センター）
- 中央卸売市場班
  - （中央卸売市場）

- 都市ブランド創造部
  - 都市ブランド総務班
    - （総務課）
  - 観光班
    - （観光課）
    - （インバウンド課）
    - （すしの都課）
    - （MICE・メディア芸術課）
  - 文化スポーツ班
    - （文化企画課）
    - （長崎街道木屋瀬宿記念館）
    - （スポーツ振興課）
    - （美術館）
    - （自然史・歴史博物館）
    - （科学館）
    - （松本清張記念館）
    - （文学館）
    - （漫画ミュージアム）
- 都市戦略部
  - 都市戦略総務班
    - （総務課）
    - （住まい支援室）
    - （空き家活用推進課）
  - 都市計画班
    - （都市計画課）
    - （都市交通政策課）
    - （開発指導課）
    - （都市再生課）
    - （ひびき灘戦略課）
  - 指導班
    - （建築指導課）
    - （建築審査課）
- 都市整備部
  - 都市整備総務班
    - （総務課）
    - （用地管理課）
    - （用地課）
  - 道路班
    - （管理課）
    - （道路維持課）
    - （長寿命化対策課）
    - （道路計画課）
    - （道路建設課）
    - （街路課）
  - 河川公園班
    - （水環境課）
    - （河川整備課）
    - （神嶽川旦過地区整備室）
    - （公園管理課）
    - （公園計画課）
    - （みどり公園課）
  - 整備事務所班
    - （庶務課）
    - （工務第一課）
    - （工務第二課）
  - 住宅班
    - （住宅計画課）
    - （住宅管理課）
    - （住宅整備課）
  - 建築班
    - （建築支援課）
    - （建築課）
    - （施設保全課）
  - 設備班
    - （機械設備課）
    - （電気設備課）
- 港湾空港部
  - 港湾総務班
    - （総務課）
    - （クルーズ・交流課）
    - （空港企画課）
  - 港営班
    - （港営課）
    - （物流振興課）
  - 港湾整備班
    - （計画課）
    - （整備課）
    - （工事課）
    - （洋上風力拠点拠点化推進課）

- 消防部
  - 消防総務班
    - （総務課）
    - （人事課）
  - 予防班
    - （予防課）
    - （指導課）
    - （規制課）
  - 警防班
    - （警防課）
    - （消防団支援課）
    - （救急課）
  - 指令班
    - （指令課）
  - 航空隊
    - （消防航空隊）
  - 消防隊
    - （消防署）
    - （消防団）

- 上下水道部
  - 上下水道総務班
    - （総務企画課）
    - （経理・資産活用課）
    - （営業課）
    - （広域事業課）
    - （海外事業課）
  - 水道給水班
    - （計画課）
    - （設計課）
    - （配水管理課）
  - 水道浄水班
    - （浄水課）
    - （井手浦浄水所）
    - （穴生浄水所）
    - （本城浄水所）
    - （水質試験所）
  - 水道（下水道）方面班
    - （各工事事務所）
  - 下水道施設班
    - （下水道整備課の一部）
    - （施設課）
    - （水質管理課）
    - （東部浄化センター）
    - （西部浄化センター）
  - 下水道班
    - （下水道計画課）
    - （下水道保全課）
    - （下水道整備課）

- 教育部
  - 教育総務班
    - （総務課）
    - （企画調整課）
    - （図書館）
  - 学校班
    - （教職員課）
    - （学事課）
    - （学校保健課）
    - （施設課）
    - （事業調整課）
    - （学校教育課）
    - （生徒指導課）
    - （特別支援教育課）
    - （特別支援教育相談センター）
    - （教育センター）
    - （学校教職員）

- 交通部
  - 交通総務班
    - （総務経営課）
  - 交通運輸班
    - （運輸サービス課）
    - （営業所）

- **公営競技部**
  - 公営競技総務班
    （総務課）
    （地域貢献室）
  - 競輪事業班
    （競輪事業課）
  - ボートレース事業班
    （ボートレース事業課）
- **協力部**
  - 市議会事務局班
    （市議会事務局）
  - 技術班
    （技術企画課）
    （検査課）
    （技術管理課）
    （技術支援課）
  - 行政委員会事務局班
    （行政委員会事務局員）
- **区対策部**
  - 総務班
    （総務企画課の一部）
    （出張所）
    （消防署警防課の一部）
  - 市民相談班
    （総務企画課の一部）
    （市民課）
    （コミュニティ支援課の一部）
  - 民生班
    避難行動要支援者避難支援班
    （総務企画課の一部）
    （財政・変革局市税事務所）
    （国保年金課）
    （コミュニティ支援課の一部）
    （保健福祉課）
    （保護課の一部）
    （消防署予防課の一部）
  - 建設班
    （まちづくり整備課）
    （折尾総合整備事務所）
  - 協力班
    （保護課の一部）

（令和８年４月）

別表第２

北九州市災害対策本部事務分担表

令和８年４月

総括部	（部　長）危機管理監 （副部長）危機管理室長			
	班		構成	分担事務内容
	秘書班	（班　長） 市長公室長 （副班長） 秘書課長	秘書課員	1　本部長、副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。
	本部総括班	（班　長） 災害対策担当課長 （副班長） 訓練研修センター所長 指令課長（兼務） 指令第二担当課長（兼務） 指令第三担当課長（兼務） （報道官） 危機管理課長 （専門官） 防災専門官	危機管理課員 安全・安心推進課員 訓練研修センター職員 予防課員（一部） 指導課員（一部） 規制課員（一部） 指令課員	1　災害対策本部及び部の庶務に関すること。 2　災害対策本部会議に関すること。 3　災害対策活動の総合調整に関すること。 4　自衛隊の派遣要請に関すること。 5　気象情報の収集及び伝達に関すること。 6　本部長の発する指令等の伝達に関すること。 7　報道機関等に対する災害情報の提供に関すること。 8　被害状況等の収集伝達に関すること。 9　被害状況報告の統計に関すること。 10　災害についての広聴に関すること。
	情報班	（班　長） 防災企画担当課長 （副班長） 危機管理課長	危機管理課員 安全・安心推進課員	1　行政機能確保状況の報告に関すること。 2　関係機関との連絡に関すること。 3　災害救援協定に関すること。 4　災害救助法関係事務の連絡調整に関すること。 5　各部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。
	広報班	（班　長） メディア戦略担当部長 （副班長） 発信戦略担当課長 報道課長 人事課長（兼務）	企画・マーケティング課員 報道課員 人事課員（一部兼務）	1　災害についての広報に関すること。 2　報道機関との連絡に関すること。 3　災害写真の収集に関すること。
	物価対策班	（班　長） 消費生活センター館長 （副班長） 消費生活センター消費生活係長	消費生活センター職員	1　物価安定のための監視、要請に関すること。 2　生活必需物資の情報提供に関すること。

総務市民部	（部　長）総務市民局長 （副部長）総務部長、人事部長			
	班		構成	分担事務内容
	総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 法制課長	総務課員 文書館職員 平和のまちミュージアム事務局員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　緊急物資集配センターの運営に関すること。
	庁舎管理班		総務課員 法制課員	1　災害時における配車計画に関すること。 2　緊急通行車両の借上に関すること。 3　緊急通行車両の標章及び証明書の申請に関すること。 4　輸送機関との連絡に関すること。 5　市庁舎の保守(警備)に関すること。 6　市庁舎内の電話の管理、規則及び災害時の庁内対策に関すること。
	職員班	（班　長） 人事課長 （副班長） 給与課長	人事課員 給与課員 福利課員	1　災害時における職員の服務に関すること。 2　他地方公共団体からの応援職員の派遣に関すること。 3　災害時における職員配置計画に関すること。 4　災害対策従事職員の給与に関すること。 5　災害対策従事職員の公務災害補償に関すること。 6　被災職員の調査及び援護に関すること。
	市民相談班	（班　長） みんなの声課長 （副班長） 地域振興課長	市民活動推進課員 みんなの声課員 区政推進課員 区政事務センター員 地域振興課員	1　災害時における市民相談・問い合わせに関すること。 2　避難所等市民センター使用の協力に関すること。
	生涯学習班	（班　長） 生涯学習総合センター所長 （副班長） 八幡西生涯学習総合センター所長	生涯学習課員 生涯学習総合センター職員 八幡西生涯学習総合センター職員	1　生涯学習センターの災害対策に関すること。 2　避難所等生涯学習センター使用の協力に関すること。 3　災害対策活動に必要な社会教育団体との連絡調整に関すること。

政策部	（部　長）政策局長 （副部長）総務部長、政策部長、グローバル挑戦部長、WomanWill推進室長、DX・AI戦略室長			
	班		構　成	分担事務内容
	政策総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 大学担当課長	総務課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　大学等に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。
	応援班	（班　長） 政策課長 （副班長） Ｚ世代課長	政策課員 サステナビリティ戦略課員 Ｚ世代課員 WomanWill推進室員	1　他部への応援に関すること。 2　その他特命事項に関すること。
	国際班	（班　長） 国際政策課長 （副班長） 国際政策担当課長	国際政策課員	1　外国人への支援体制の整備。 2　駐日外国公館及び在外公館に関すること。
	情報システム班	（班　長） ＤＸ・ＡＩ戦略室次長 （副班長） 情報システム担当課長	ＤＸ・ＡＩ戦略室員	1　情報インフラの管理運用に関すること。 2　システム基盤の管理に関すること。 3　全庁ＧＩＳ(地理情報システム)の管理運用に関すること。
	首都圏本部班	（班　長） 東京事務所長 （副班長） 東京事務所副所長	東京事務所職員	1　災害に関する国会、各省庁その他関係機関との連絡に関すること。

財政・変革部	（部　長）財政・変革局長 （副部長）財務部長			
	班		構　成	分担事務内容
	財務班	（班　長） 財政課長 （副班長） アセットマネジメント推進室 財産活用推進担当課長	財政課員 市政変革推進室員 アセットマネジメント推進室員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　災害についての応急財政措置に関すること。 5　所管する財産の被災状況確認及び復旧事務に関すること。 6　財産区の被災状況確認及び復旧事務に関すること。
	税務班	（班　長） 税務部長 （副班長） 税制課長	税制課員 課税第一課員 課税第二課員 固定資産税課員 収税企画課員	1　被災者に対する市税の徴収猶予、申告等の期限の延長及び減免措置に関すること。 2　部内他班の応援に関すること。 3　被災者生活再建支援法等に基づく被害認定調査に関すること。
	会計班	（班　長） 会計室長 （副班長） 会計室次長	会計室員	1　災害関係経費の出納に関すること。
	契約班	（班　長） 契約部長 （副班長） 契約制度課長	契約制度課員 契約課員	1　救助物資の調達に関すること。

保健福祉部	（部　　長）保健福祉局長 （副　部　長）総務部長			
	班		構　　成	分担事務内容
	統括班	（班　　長） 総務課長 （副班長） 計画調整担当課長 保健企画課長 統括保健師	総務課員 保健企画課員（一部） 人権文化推進課員 同和対策課員 地域交流センター職員	1　部の庶務に関すること。 2　保健・医療・福祉活動に関する対応方針の検討・決定。
	保健班	（班　　長） 保健衛生課長 （副班長） 健康推進課長 感染症対策担当課長 保健予防課長	長寿社会対策推進室員（一部） 健康推進課員 保健衛生課員 動物愛護センター職員 食肉センター職員 保健企画課員（一部） 保健予防課員 東部生活衛生課員 西部生活衛生課員 保健環境研究所員	1　避難所等における感染症対策、食品衛生・環境衛生の指導。 2　避難所等における健康課題の把握・保健予防対策。 3　避難所等における栄養相談及び食生活改善指導。 4　ペットの救護活動。 5　火葬対策。
	医療班	（班　　長） 地域医療課長 （副班長） 精神保健・地域移行推進課長 医務薬務課長	保険年金課員 精神保健・地域移行推進課員 地域医療課員 疾病対策課員 夜間・休日急患センター職員 第2夜間・休日急患センター職員 医療薬務課員 精神保健福祉センター職員	1　医療機関等の被害状況把握。 2　救急医療及び初期医療体制の構築。 3　医療従事者及び医療資機材等の確保・配置。 4　医師会・医療支援チーム・災害医療コーディネーター等との連携。 5　広域的な医療調整。
	福祉班	（班　　長） 地域福祉推進課長 （副班長） 介護保険課長 障害福祉企画課長 精神保健福祉センター所長	地域福祉推進課員 保護課員 介護保険課員 介護イノベーション推進室員 長寿社会対策推進室員（一部） 障害福祉企画課員 障害者支援課員 精神保健・地域移行推進課員 地域リハビリテーション推進課員 精神保健福祉センター職員	1　介護・障害施設等への支援及び利用者の安全確保。 2　福祉避難所の設置・運営に関する調整。 3　こころのケア活動。 4　災害ボランティアセンターの運営支援。

子ども家庭部	（部　長）子ども家庭局長 （副部長）子ども家庭部長			
	班		構　　成	分担事務内容
	子ども家庭総務班	（班　　長） 総務企画課長 （副班長） こども施設企画課長	総務企画課員 こども施設企画課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　私立幼稚園・認定こども園・保育所の災害対策に関すること。
	子育て支援班	（班　　長） 子育て支援部長 （副班長） 子育て支援課長 子ども若者成育課長	子育て支援課員 こども若者成育課員 夜宮青少年センター職員	1　被災母子家庭等の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関すること。 2　児童福祉施設その他の社会福祉施設（他部の所管に属するものを除く。）、青少年教育施設の災害対策に関すること。 3　避難所等青少年教育施設使用の協力に関すること。 4　災害対策活動に必要な青少年関係団体との連絡調整に関すること。
	子ども総合センター班	（班　　長） 子ども総合センター所長 （副班長） 子ども総合センター次長	子ども総合センター職員	1　災害時における収容児童の保護避難等に関すること。 2　部、他班の応援に関すること。

環境部	（部　長）環境局長 （副部長）総務政策部長			
	班		構成	分担事務内容
	環境総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 環境学習課長	総務課員 環境学習課員 ネイチャーポジティブ推進課員 グリーン成長推進課員 再生可能エネルギー導入推進課員 サーキュラーエコノミー推進課員 環境国際戦略課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　他部との総合調整に関すること。
	環境監視班	（班　長） 環境監視部長 （副班長） 環境監視課長	環境監視課員 産業廃棄物対策課員	1　公害発生施設並びに防止施設等の被害状況調査及び災害復旧対策に関すること。 2　災害時における公害調査に関すること。
	環境業務班	（班　長） 循環社会推進部長 （副班長） 業務課長 施設課長 工場長 循環社会推進課長	業務課員 施設課員 工場員 循環社会推進課員	1　災害時におけるごみ及びし尿の収集運搬処理の総括に関すること。 2　ごみ処理施設等の災害対策の総括に関すること。 ⑴　ごみ処理施設 ⑵　資源化物リサイクル施設 ⑶　埋立処分場 ⑷　し尿中継施設 3　ごみ処理施設の復旧・運転に関すること。
	環境センター班	（班　長） 環境センター所長 （副班長） 環境センター副所長	環境センター員	1　災害時におけるごみ及びし尿の収集運搬処理に関すること。

産業経済部	（部　長）産業経済局長 （副部長）総務政策部長			
	班		構　　成	分担事務内容
	産業経済総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 産業政策課長	総務課員 渡船事業所員 産業政策課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　渡船事業施設の災害対策に関すること。
	地域産業班	（班　長） 中小企業振興課長 （副班長） 企業誘致課長	雇用・産業人材政策課員 スタートアップ推進課員 中小企業振興課員 企業誘致課員 物流拠点推進室員 未来産業推進課員 宇宙産業推進室員 国際ビジネス戦略課員 サービス産業政策課員	1　市内企業に関する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 2　商工業者の被害状況調査に関すること。 3　被災中小企業の金融相談及び指導に関すること。 4　学術研究都市に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 5　商業施設、商店街等の被害状況調査に関すること。
	農林水産班	（班　長） 農林課長 （副班長） 水産課長	農林課員 水産課員 鳥獣被害対策課員 東部農政事務所員 西部農政事務所員 総合農事センター員	1　緊急主食供給の総括及び関係機関との連絡に関すること。 2　農地及び農業用施設の災害対策に関すること。 3　農作物の病害虫防除対策に関すること。 4　農作物の被害状況の収集、把握に関すること。 5　技術対策並びに指導計画に関すること。 6　農業災害の金融相談に関すること。 7　応急措置用農作物種苗のあっせんに関すること。 8　林産物、林産施設の災害対策に関すること。 9　林業災害の金融相談に関すること。 10　鉱山の被害状況調査に関すること。 11　総合農事センター施設の災害対策に関すること。 12　家畜及び畜産施設の被害状況の収集把握に関すること。 13　家畜伝染病の防疫についての連絡調整に関すること。 14　水産施設の災害対策に関すること。

産業経済部	農林水産班			15　水産施設、漁船、漁具の被害状況の収集把握に関すること。 16　漁業災害の金融相談に関すること。
	中央卸売市場班	（班　　長） 市　　場　　長 （副 班 長） 次　　長	中央卸売市場員	1　災害時における青果物及び水産物の集荷対策に関すること。 2　中央卸売市場施設の災害対策に関すること。 3　市場施設等の被害状況調査に関すること。

<table>
<tr><td rowspan="4">都市ブランド創造部</td><td colspan="4">（部　長）都市ブランド創造局長
（副部長）総務文化部長</td></tr>
<tr><td colspan="2">班</td><td>構　成</td><td>分担事務内容</td></tr>
<tr><td>都市ブランド総務班</td><td>（班　長）
総務課長
（副班長）
庶務係長</td><td>総務課員</td><td>1　部の庶務に関すること。
2　部内の連絡調整に関すること。
3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。
4　部内災害対策活動の総合調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>観光班</td><td>（班　長）
観光課長
（副班長）
門司港レトロ課長</td><td>観光課員
インバウンド課員
すしの都課員
MICE・メディア芸術課員
門司港レトロ課員</td><td>1　産業観光施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。</td></tr>
<tr><td>文化スポーツ班</td><td>（班　長）
文化企画課長
（副班長）
スポーツ振興課長</td><td>文化企画課員
長崎街道木屋瀬宿記念館員
スポーツ振興課員
美術館員
自然史・歴史博物館員
科学館員
松本清張記念館事務局員
文学館事務局員
漫画ミュージアム事務局員</td><td>1　文化スポーツ班関連施設の災害対策に関すること。
2　避難所等文化スポーツ班関連施設使用の協力に関すること。
3　災害対策活動に必要な社会教育団体等との連絡調整に関すること。</td></tr>
</table>

都市戦略部	（部　長）都市戦略局長 （副部長）総務政策部長			
	班		構　成	分担事務内容
	都市戦略総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 住まい支援室長	総務課員 住まい支援室員 空き家活用推進課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　災害応急対策に必要な土木業者・建築業者等の連絡調整に関すること。 5　応急仮設住宅の供与に関すること。（賃貸型）
	都市計画班	（班　長） 計画部長 （副班長） 都市再生推進部長	都市計画課員 都市交通政策課員 開発指導課員 都市再生課員 ひびき灘戦略室員	1　所管の連絡に関すること。 2　都市高速道路、モノレール等の災害状況の把握、調査に関すること。 3　再開発事業地区、区画整理事業区域等の災害対策及び災害状況の調査、把握に関すること。 4　宅地造成地等に対する調査、災害防止のための指導、指示もしくは改善命令に関すること。 5　被災宅地危険度判定に関すること。
	指導班	（班　長） 指導部長 （副班長） 建築指導課長	建築指導課員 建築審査課員	1　被災市街地における建築制限及び仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域の指定に関すること。 2　各種建築物の災害復旧指導及び相談に関すること。 3　被災建築物応急危険度判定に関すること。 4　被災者生活再建支援法等に基づく被害認定調査に関すること。

都市整備部	（部　長）都市整備局長 （副部長）総務用地部長			
	班		構　成	分担事務内容
	都市整備総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 用地管理課長	総務課員 用地管理課員 用地課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　部内災害対策活動の総合調整に関すること。 5　応急措置についての工作班等の編成派遣計画に関すること。 6　部関係災害工事用資機材の確保に関すること。 7　災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関すること。
	道路班	（班　長） 道路部長 （副班長） 道路維持課長	管理課員 道路維持課員 長寿命化対策課員 道路計画課員 道路建設課員 街路課員	1　道路、橋りょう等の啓開及び応急措置並びに被害状況の収集把握に関すること。 2　公共土木施設の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。 3　災害時における道路交通対策に関すること。 4　都市計画街路の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。 5　公共土木施設（道路）、都市施設（街路）等の災害復旧事業の総括
	河川公園班	（班　長） 河川公園部長 （副班長） 河川整備課長	水環境課員 河川整備課員 神嶽川旦過地区整備室員 公園管理課員 公園計画課員 みどり公園課員	1　公園、霊園、街路樹等の災害対策及び被害状況の収集、把握に関すること。 2　公共土木施設（公園）等の災害復旧事業の総括 3　河川の被害状況の収集、及び報告。 4　災害時における河川対策に関すること。 5　水防計画の総括 6　公共土木施設（河川）の災害復旧事業の総括 7　土砂災害箇所の砂防事業等の事業要望に関すること 8　河川等の維持補修業務（河川管理施設の現地確認、協議）
	整備事務所班	（班　長） 事務所長 （副班長） 庶務課長	庶務課員 工務第一課員 工務第二課員	1　部内各班及び区対策部建設班との連絡整備に関すること。 2　区対策部建設班への応援職員配備に関すること。 3　施工中の工事箇所の被害状況の収集把握及び応急措置に関すること。 4　道路、公園、霊園、河川、水路の災害復旧に関すること。

都市整備部	住宅班	（班　長） 住宅部長 （副班長） 住宅計画課長	住宅計画課員 住宅管理課員 住宅整備課員	1　応急仮設住宅の供与に関すること。（建設型） 2　被災した住宅の応急修理に関すること。 3　市営住宅等の災害対策及び被害状況の把握に関すること。 4　被災者の市営住宅等への入居に関すること。
	建築班	（班　長） 建築部長 （副班長） 建築支援課長	建築支援課員 建築課員 施設保全課員	1　市有建築物の災害状況の把握に関すること。 2　市有建築物の災害応急修理に関すること。 3　工事中の市有建築物の災害状況の把握及び安全確保に関すること。
	設備班	（班　長） 設備部長 （副班長） 機械設備課長	機械設備課員 電気設備課員	1　市有建築物の災害状況の把握に関すること。 2　市有建築物の災害応急修理に関すること。 3　工事中の市有建築物の災害状況の把握及び安全確保に関すること。

港湾空港部	（部　長）港湾空港局長 （副部長）総務部長			
	班		構　成	分担事務内容
	港湾総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 空港企画課長	総務課員 クルーズ・交流課員 空港企画課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に関する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　部内災害対策活動の総合調整に関すること。 5　災害対策に必要な業者等との連絡調整に関すること。 6　各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関すること。
	港営班	（班　長） 港営部長 （副班長） 港営課長	港営課員 物流振興課員	1　施設及び保管貨物の被災状況の確認及び使用可能施設等の現状調査に関すること。 2　施設利用者への災害についての各種情報の通知に関すること。 3　各種情報の収集、調整、連絡及び記録に関すること。
	港湾整備班	（班　長） 港湾工事担当部長 （副班長） 整備課長	計画課員 整備課員 工事課員 洋上風力拠点化推進課員	1　復旧計画に関すること。 2　復旧工事等の実施に関すること。 3　災害査定に関すること。

消防部	（部　長）消防局長 （副部長）総務部長、警防部長、予防部長、救急部長			
	班		構成	分担事務内容
	消防総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 人事課長	総務課員 人事課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　非常食料及びその他必要物資の確保に関すること。 4　公務災害の補償及び確定に関すること。 5　職員の衛生管理に関すること。 6　職員の非常招集、待機、配置及び服務に関すること。 7　防災用機械器具の整備保全と配置運用に関すること。 8　応急資器材及び人員の輸送計画に関すること。 9　防災通信施設の保全整備並びに運用に関すること。 10　災害についての広報に関すること。
	予防班	（班　長） 予防課長 （副班長） 指導課長 規制課長	予防課員 指導課員 規制課員	1　防火対象物に対する防災対策に関すること。 2　市民への警報伝達に関すること。 3　危険物等の安全対策に関すること。
	警防班	（班　長） 警防課長 （副班長） 消防団支援課長 救急課長	警防課員 消防団支援課員 救急課員	1　部の災害対策活動の指揮、調整に関すること。 2　消防署、消防団の非常招集及び出勤調整に関すること。 3　災害現場の消防統制及び連絡に関すること。 4　災害情報の収集、記録及び報告に関すること。 5　救助、救急対策に関すること。
	指令班	（班　長） 指令課長 指令第二担当課長 指令第三担当課長	指令課員（一部） 指令課員（二部） 指令課員（三部）	1　災害出動の各種指令に関すること。 2　各署間の出動調整に関すること。 3　災害現場の無線運用及び統制に関すること。 4　気象情報、災害情報の収集伝達に関すること。
	航空隊	（班　長） 航空隊長	航空隊員	1　管内における警報の伝達に関すること。 2　災害状況調査に関すること。 3　災害の警戒及び広報に関すること。 4　災害現場における救急救助活動に関すること。 5　空中消火及び空中輸送に関すること。
	消防隊	（班　長） 各消防署長 各消防団長 （副班長） 各消防署副署長（予防課長） 各消防署警防課長・警防担当課長 各消防団副団長	各消防署員 各消防団員	1　防災関係機関との連絡に関すること。 2　管内における警報の伝達に関すること。 3　災害現場における避難の報告に関すること。 4　気象情報、災害情報の収集記録及び報告に関すること。 5　災害危険箇所の警戒及び応急措置に関すること。 6　災害現場における救急救助活動に関すること。 7　災害通信連絡に関すること。 8　災害の各種証明に関すること。

上下水道部	（部　長）上下水道局長 （副部長）総務経営部長			
	班		構成	分担事務内容
	上下水道総務班	（班　長） 総務企画課長 （副班長） 経理・資産活用課長	総務企画課員 経理・資産活用課員 営業課員 広域事業課員 海外事業課員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　部内災害対策活動の総合調整に関すること。 5　部職員の動員に関すること。 6　災害対策従事職員の勤務及び給与に関すること。 7　被災職員の調査及び援護に関すること。 8　上下水道関係、災害対策予算並びに資金の応急調整に関すること。 9　災害時における上下水道関係現金の出納に関すること。 10　被災者に対する上下水道料金の軽減及び免除措置に関すること。 11　車両の配置に関すること。 12　上下水道災害時の広報、広聴及び報道機関との連絡に関すること。 13　災害資料の作成に関すること。 14　他班の応援に関すること。
	水道給水班	（班　長） 水道部長 （副班長） 計画課長	計画課員 設計課員 配水管理課員	1　応急給水についての総合調整に関すること。 2　指定給水装置工事事業者に対する連絡に関すること。 3　配水池及び導水、送水、配水等の災害対策に関すること。 4　災害時における配水の調整に関すること。 5　上水道施設の災害対策に関すること。 6　工業用水施設の災害対策に関すること。 7　量水器の整備及び修理に関すること。 8　災害時における資材の輸送に関すること。
	水道浄水班	（班　長） 浄水担当部長 （副班長） 浄水課長	浄水課員 井手浦浄水所員 穴生浄水所員 本城浄水所員 水質試験所員	1　浄水施設の災害対策に関すること。 2　水道無線通信施設の防護及び無線通信連絡に関すること。 3　原水及び浄水の確保に関すること。 4　水質検査に関すること。
	水道（下水道）方面班	（班　長） 各工事事務所長	各工事事務所員	1　管内上下水道施設に対する災害対策に関すること。 2　管内の応急給水に関すること。 3　管内工事用資材の確保に関すること。 4　区対策部長の指示による管内災害救助の応急給水に関すること。 5　工事施工中の工事現場の安全確認

上下水道部	下水道施設班	（班　　長） 施設担当部長 （副班長） 施設課長	下水道整備課員（一部） 施設課員 水質管理課員 東部浄化センター職員 西部浄化センター職員	1　ポンプ場、浄化センターの被害状況の収集把握に関すること。 2　ポンプ場、浄化センターの災害対策に必要な業者との連絡調整に関すること。 3　ポンプ場、浄化センターの応急復旧に関すること。 4　下水処理水の提供に関すること。
	下水道班	（班　　長） 下水道部長 （副班長） 下水道計画課長	下水道計画課員 下水道保全課員 下水道整備課員	1　下水道の被害状況の収集、及び報告。 2　災害時における下水道対策に関すること。

教育部	（部　長）教育長 （副部長）総務部長			
	班		構成	分担事務内容
	教育総務班	（班　長） 総務課長 （副班長） 企画調整課長	総務課員 企画調整課員 図書館員	1　部の庶務に関すること。 2　部内の連絡調整に関すること。 3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　教委関係災害対策従事職員（学校班の分担事務を除く）の勤務及び給与に関すること。 5　教委関係被災職員の調査及び援護に関すること。 6　図書館の災害対策に関すること。 7　図書館使用の協力に関すること。 8　教育義えん金品の受付配分に関すること。
	学校班	（班　長） 教職員部長 （副班長） 教職員課長	教職員課員 学事課員 学校保健課員 施設課員 事業調整課員 学校教育課員 生徒指導課員 特別支援教育課員 特別支援教育相談センター職員 教育センター職員 学校教職員	1　児童生徒の避難対策に関すること。 2　災害時の応急教育に関すること。 3　災害時の学校対策に関すること。 4　学校教育施設の災害対策に関すること。 5　代替教職員の確保に関すること。 6　小中特支教職員の公務災害に関すること。 7　小中特支教職員の被災者に対する給付金等援護措置に関すること。 8　災害時の学校給食に関すること。 9　学校の衛生管理、衛生機関との連絡に関すること。 10　衛生資材の調達、配付対策に関すること。 11　炊出し等学校給食施設使用の協力に関すること。 12　被災児童生徒に対する教科書その他学用品等の配付に関すること。 13　避難所等教育施設使用の協力に関すること。

<table>
<tr><td rowspan="4">交通部</td><td colspan="4">（部　長）交通局長
（副部長）交通局次長</td></tr>
<tr><td colspan="2">班</td><td>構　　成</td><td>分担事務内容</td></tr>
<tr><td>交通総務班</td><td>（班　　長）
総務経営課長
（副班長）
庶務係長
営業企画担当係長
経理係長
経営改善推進担当係長
貸切営業係長
貸切営業担当係長</td><td>総務経営課員</td><td>1　部の庶務に関すること。
2　部内の連絡調整に関すること。
3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。
4　交通局関係災害対策予算並びに資金の応急調整に関すること。
5　災害時における交通局関係現金の出納に関すること。
6　交通局関係応急資材の確保に関すること。
7　災害対策従事職員の勤務及び給与に関すること。
8　被災職員の調査及び援護に関すること。</td></tr>
<tr><td>交通運輸班</td><td>（班　　長）
運輸サービス課長
（副班長）
営業所長
運輸サービス係長
整備係長
事業推進担当係長</td><td>運輸サービス課員
営業所員</td><td>1　バス乗客の救出、避難及び誘導に関すること。
2　災害時における運行対策に関すること。
3　車両その他施設の災害対策に関すること。
4　自動車燃料、油脂等危険物の災害対策に関すること。
5　工場その他調整施設の災害対策に関すること。
6　災害時における乗客の緊急輸送に関すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">公営競技部</td><td colspan="4">（部　長）公営競技局長
（副部長）公営競技局次長</td></tr>
<tr><td colspan="2">班</td><td>構　　成</td><td>分担事務内容</td></tr>
<tr><td>公営競技総務班</td><td>（班　　長）
総務課長
（副班長）
地域貢献室長</td><td>総務課員
地域貢献室員</td><td>1　部の庶務に関すること。
2　部内の連絡調整に関すること。
3　部に属する情報のとりまとめ及び報告に関すること。
4　公営競技局関係災害対策予算並びに資金の応急調整に関すること。
5　被災職員の調整及び援護に関すること。</td></tr>
<tr><td>競輪事業班</td><td>（班　　長）
競輪事業課長
（副班長）
管理係長</td><td>競輪事業課員</td><td>1　競輪場等の事業施設の災害対策に関すること。
2　事業施設の被害状況の収集把握に関すること。</td></tr>
<tr><td>ボートレース事業班</td><td>（班　　長）
ボートレース事業課長
（副班長）
開催運営係長</td><td>ボートレース事業課員</td><td>1　ボートレース場等事業施設の災害対策に関すること。
2　事業施設の被害状況の収集把握に関すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">協力部</td><td colspan="4">（部　長）市議会事務局長
（副部長）行政委員会事務局長</td></tr>
<tr><td colspan="2">班</td><td>構　　成</td><td>分担事務内容</td></tr>
<tr><td>市議会事務局班</td><td>（班　　長）
市議会事務局次長
（副班長）
総務課長</td><td>市議会事務局員</td><td>1　災害時における議会関係緊急対策に関すること。
2　緊急を要する他部への応援協力に関すること。
3　その他、特命事項</td></tr>
<tr><td>技術班</td><td>（班　　長）
技術部長
（副班長）
技術企画課長</td><td>技術企画課員
検査課員
技術管理課員
技術支援課員</td><td>1　緊急を要する他部への応援に関すること。
2　その他、特命事項</td></tr>
<tr><td>行政委員会事務局班</td><td>（班　　長）
行政委員会事務局次長
（副班長）
総務課長</td><td>行政委員会事務局員</td><td>1　緊急を要する他部への応援に関すること。
2　その他、特命事項</td></tr>
</table>

区対策部事務分担基準表

<table>
<tr><td rowspan="5">区対策部</td><td colspan="4">（部　長）区長
（副部長）区次長、保健福祉担当部長、消防署長、（部付）消防署警防課長又は警防担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">班</td><td>構　成</td><td>分担事務内容</td></tr>
<tr><td>総務班</td><td>（班　長）
総務企画課長</td><td>総務企画課員（一部）
出張所員
消防署警防課員（一部）</td><td>1　区内における総合的災害対策に関すること。
2　本部及び他部との連絡に関すること。
3　災害対策活動体制の指示に関すること。その他、諸命令、情報等の伝達に関すること。
4　情報及び災害状況のとりまとめ及び総括部への報告に関すること。
5　警察、消防等関係機関並びに民間諸団体との連絡に関すること。
6　災害予算の経理に関すること。
7　自衛隊並びに応急諸団体の受入、その他連絡調整に関すること。
8　部員の動員待機、配置その他勤務に関すること。
9　車両の配置、輸送、物資の調達に関すること。
10　その他部の他班に属さないこと。
11　罹災証明書の交付に関すること。</td></tr>
<tr><td>市民相談班</td><td>（班　長）
市民課長</td><td>総務企画課員（一部）
市民課員
コミュニティ支援課員（一部）</td><td>1　災害時における市民からの各種問合せ、苦情、陳情等の広聴に関すること。
2　気象情報、災害情報、避難所、収容所等の周知及び各種の広報活動に関すること。
3　災害復旧についての相談に関すること。</td></tr>
<tr><td>民生班</td><td>（班　長）
コミュニティ支援課長

※状況に合わせて避難行動要支援者避難支援班を設置
（班　長）
保健福祉課長</td><td>総務企画課員（一部）
財政・変革局市税事務所員
国保年金課員
コミュニティ支援課員（一部）
保健福祉課員
保護課員（一部）
消防署予防課員（一部）</td><td>1　被害状況の調査に関すること。
2　避難所、収容所の設置及び運営管理に関すること。
3　被災者の受入れ、保護、遺体対策に関すること。
4　被災者に対する非常炊出しに関すること。
5　救援物資の確保に関すること。
6　その他災害救助に必要なこと。
7　被災者に対する応急給水に関すること。
8　救護所に関すること。
9　要配慮者対策に関すること。
10　被災者に対する医療、助産に関すること。
11　被災者の健康管理、こころのケアに関すること。
12　被災者生活再建支援法等に基づく被害認定調査に関すること。
13　避難行動要支援者の避難支援（福祉避難所への連絡調整等）に関すること。</td></tr>
</table>

区対策部	建設班	（班　　長） まちづくり整備課長	まちづくり整備課職員 （整備事務所員） 都市整備局 折尾総合整備事務所員	1　道路、河川、橋りょう等公共土木施設の応急対策に関すること。 2　災害応急復旧資材の確保に関すること。 3　堆積土砂その他障害物の除去に関すること。 4　災害発生予想警戒区域（箇所）の調査及び応急対策に関すること。 5　土木関係被害状況調査に関すること。
	協力班	（班　　長） 保護課長	保護課員（一部）	1　他班への応援協力に関すること。 2　その他特命事項

別表第３

災害対策センター組織図

センター長＝危機管理監
副センター長＝危機管理室長
グループ長＝原則部長級職員
副グループ長＝原則部長級職員
チーム長＝原則課長級職員
副チーム長＝原則課長級職員

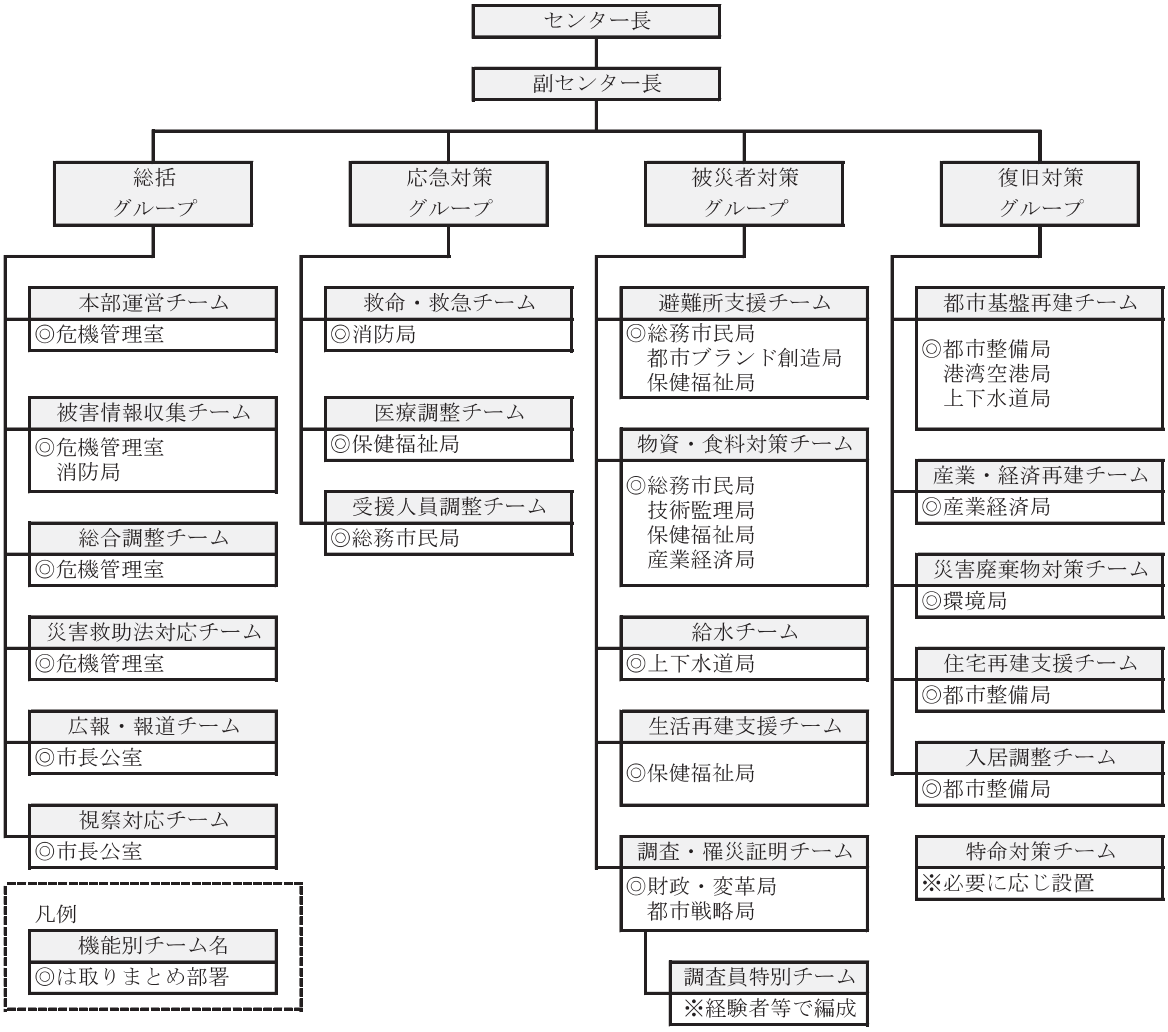

※　各対策グループ及び各機能別チームは、必要とされる災害対策に応じて設置

（令和8年4月）

別表第４

災害対策センター事務分担表

令和８年４月

<table>
<tr><td rowspan="7">総括グループ</td><td colspan="4">グループ長：危機管理室長
副グループ長：危機管理課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">チーム</td><td>構成（チーム員）</td><td>主な事務分掌</td></tr>
<tr><td>本部運営チーム</td><td>（チーム長）
危機管理課長
（副チーム長）
危機管理課庶務係長
（専門官）
防災専門官</td><td>危機管理室員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　災害対策本部の庶務に関すること。
2　災害対策本部会議に関すること。
3　災害対策センターの運営に関すること。
4　自衛隊の派遣要請に関すること。</td></tr>
<tr><td>被害情報収集チーム</td><td>（チーム長）
災害対策担当課長
（副チーム長）
危機管理課災害対策係長</td><td>危機管理室員
消防局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　防災指令に関すること。
2　避難情報に関すること。
3　被害情報の収集に関すること。
4　気象情報の収集に関すること。</td></tr>
<tr><td>総合調整チーム</td><td>（チーム長）
防災企画担当課長
（副チーム長）
危機管理課地域防災担当係長</td><td>危機管理室員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　行政機能確保状況の報告に関すること。
2　災害救援協定に関すること。
3　各種機能別チームとの連携に関すること。</td></tr>
<tr><td>災害救助法対応チーム</td><td>（チーム長）
危機管理課長
（副チーム長）
危機管理課防災連携担当係長</td><td>危機管理室員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　災害救助法関係事務の連絡調整に関すること。
2　被災者台帳システムの運用に関すること。
3　各種被災者支援の集約に関すること。</td></tr>
<tr><td>広報・報道チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、市長公室が選任（原則課長級職員）</td><td>市長公室員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　災害についての広報に関すること。
2　報道機関との連絡に関すること。
3　災害写真の収集に関すること。</td></tr>
<tr><td>視察対応チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、市長公室が選任（原則課長級職員）</td><td>市長公室員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　本部長、副本部長の秘書に関すること。
2　災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">応急対策グループ</td><td colspan="4">グループ長：保健福祉局が選任（原則部長級職員）
副グループ長：保健福祉局が選任（原則部長級職員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">チーム</td><td>構成（チーム員）</td><td>主な事務分掌</td></tr>
<tr><td>救命・救急チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、消防局が選任（原則課長級職員）</td><td>消防局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　救命・救急活動及び行方不明者捜索に関すること。
2　救命・救急に係る自衛隊、警察、海上保安部等との調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>医療調整チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、保健福祉局が選任（原則課長級職員）</td><td>保健福祉局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　災害医療・保健活動に係る総合調整に関すること。
2　医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療関係機関との連絡調整に関すること。
3　医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。
4　救護班の配置調整に関すること。
5　他都市医療救護班、医療ボランティア、医療応援職員等の受入れ・運用調整に関すること。
6　避難所等への医療提供、保健衛生指導等に関すること。
7　被災者の心のケア、疾病予防に関すること。</td></tr>
<tr><td>受援人員調整チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、総務市民局が選任（原則課長級職員）</td><td>総務市民局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　全庁体制での人的応援に係る全体の総括及び調整に関すること。
2　他都市等からの人的応援に係る全体の総括及び調整に関すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">被災者対策グループ</td><td colspan="4">グループ長：総務市民局が選任（原則部長級職員）
副グループ長：総務市民局が選任（原則部長級職員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">チーム</td><td>構成（チーム員）</td><td>主な事務分掌</td></tr>
<tr><td>避難所支援チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、総務市民局が選任（原則課長級職員）</td><td>総務市民局職員
都市ブランド創造局職員
保健福祉局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　区対策部が行う避難所運営の支援に関すること。
2　区対策部が行う避難所支援の総括及び全体調整に関すること。
3　総合相談窓口に関すること。</td></tr>
<tr><td>物資・食料対策チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、総務市民局が選任（原則課長級職員）</td><td>総務市民局職員
技術監理局職員
保健福祉局職員
産業経済局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　物資・食料対策に係る全般統制に関すること。
2　「緊急物資一元管理・輸送システム」の運用に関すること。
3　物資・食料についての被災者ニーズの集約に関すること。</td></tr>
<tr><td>給水チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、上下水道局が選任（原則課長級職員）</td><td>上下水道局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　応急給水についての総合調整に関すること。
2　断水状況及び応急給水状況の情報収集に関すること。</td></tr>
<tr><td>生活再建支援チーム</td><td>※チーム長は、副チーム長は、保健福祉局が選任（原則課長級職員）</td><td>保健福祉局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給に関すること。
2　災害援護資金の貸付に関すること。
3　被災者生活再建支援金等に関すること。
4　義援金に関すること。
5　その他被災者支援に関すること。</td></tr>
<tr><td>調査・罹災証明チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、財政・変革局が選任（原則課長級職員）</td><td>財政・変革局職員
都市戦略局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　区対策部が行う被害認定調査の総括及び全体調整に関すること。
2　区対策部が行う罹災証明書の交付事務の総括及び全体調整に関すること。
3　調査員特別チームの運用に関すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">復旧対策グループ</td><td colspan="4">グループ長：都市整備局が選任（原則部長級職員）
副グループ長：都市整備局が選任（原則部長級職員）</td></tr>
<tr><td colspan="2">チーム</td><td>構成（チーム員）</td><td>主な事務分掌</td></tr>
<tr><td>都市基盤再建チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、都市整備局が選任（原則課長級職員）</td><td>都市整備局職員
港湾空港局職員
上下水道局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　各種インフラの被害状況の把握に関すること。
2　各種インフラの災害対応に関すること。
3　各種インフラの復旧に関すること。</td></tr>
<tr><td>産業・経済再建チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、産業経済局が選任（原則課長級職員）</td><td>産業経済局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　市内企業に関する情報のとりまとめに関すること。
2　商業施設、商店街等の被害状況調査に関すること。
3　農林水産業の被害対策に関すること。
4　被災中小企業の金融相談及び指導に関すること。</td></tr>
<tr><td>災害廃棄物対策チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、環境局が選任（原則課長級職員）</td><td>環境局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　災害廃棄物の収集運搬・処理処分に関すること。
2　災害廃棄物集積所の設置に関すること。
3　災害廃棄物処理施設の確保及び復旧計画に関すること。</td></tr>
<tr><td>住宅再建支援チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、都市整備局が選任（原則課長級職員）</td><td>都市整備局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　応急仮設住宅の供与に関すること。
2　住宅の災害応急修理に関すること。
3　市営住宅の災害対策及び災害状況の把握に関すること。
4　被災者の市営住宅への入居に関すること。</td></tr>
<tr><td>入居調整チーム</td><td>※チーム長、副チーム長は、都市整備局が選任（原則課長級職員）</td><td>都市整備局職員

※チーム長が必要に応じ上記所属の職員から指名</td><td>1　仮設住宅等への入居調整に関すること。</td></tr>
</table>

災害復興本部（災害復興室）の設置イメージ

フェーズ	災害対策本部 →		災害復興本部（災害復興室の設置）
	発災（滅失住宅150世帯など）	危機を応急的に解消	本格的復旧（復興）体制を整備

本部長（市長）

副本部長（副市長）

本部長（市長）は災害救助法の適用を決定 ➡

災害復興本部（本部長市長）設置を決定 ➡

災害復興室の各課は被害規模に応じて編成

災害復興室長（副市長OR局長級）

【総務班】

◎政策局・都市戦略局・危機管理室・総務市民局・市長公室

- ● 被災状況の把握
- ● 復興にかかる広報・相談対応
- ● 復興体制の整備
- ● 復興事業の統括と総合調整
- ● 復興計画の作成
- ● 金融・財政面の措置

● 政策局：課長1名、危機管理室：課長1名
○ 政策局：係長2名、職員3名　○ 都市戦略局：係長1名、職員2名
○ 危機管理室：係長1名、職員2名　○ 総務市民局：係長1名、職員2名
○ 市長公室：係長1名、職員1名

【生活再建支援班】

◎保健福祉局・総務市民局・財政・変革局

- ● 被災者への給付金等支給
  - ・被災者生活再建支援法
  - ・弔慰金及び各種見舞金
  - ・義援金の配分
- ● 各区総合相談窓口の総括
  - ・罹災証明の交付

● 保健福祉局：課長1名　○ 保健福祉局：係長1名、職員4名
○ 総務市民局：係長1名、職員3名　○ 財政・変革局：係長1名、職員4名

【住宅再建支援班】

◎都市整備局・技術監理局・都市戦略局

- ● 仮設住宅の管理運営
- ● 恒久住宅の供給・再建
- ● がけ崩れ被害への支援

● 都市整備局：課長1名　○ 都市整備局：係長1名、職員2名
○ 技術監理局：係長1名、職員2名　○ 都市戦略局：係長1名、職員1名

【都市基盤再建班】

◎都市整備局・上下水道局・港湾空港局

- ● インフラの再建
  - ・道路・公園・河川・上下水道・港湾・空港など

● 都市整備局：課長1名　○ 都市整備局：係長1名、職員1名
○ 上下水道局：係長1名、職員2名　○ 港湾空港局：係長1名、職員2名

【産業・経済再建支援班】

◎産業経済局

- ● 中小企業の再建・支援
- ● 立地企業の再建・支援
- ● 農林漁業の再建・支援

● 産業経済局：課長1名　○ 産業経済局：係長1名、職員3名

※熊本地震を参考とした人数イメージ

○　災害救助法概要

1　災害救助法の目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。（災害救助法第１条）

2　救助の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として救助実施市の市長が行う。

3　災害救助法適用基準

(1)　法適用の要件

法による救助単位区域（政令都市にあっては、区の区域。ただし市を単位区域とすることもできる。）において同一原因による被害が一定の規模（基準被害数）に達した場合で、現にり災者の救助を要する状態にある場合に適用される。

ただし、同時又は接近して異なる原因による災害が発生したときには、その実情に応じて、これらの災害を一の災害とみなして適用される。

(2)　単位区域

ア　区の区域を単位とする場合

一区の区域に被害が限定し、他区の被害がきわめて軽微な場合は区の区域を単位とする。

イ　市の区域を単位とする場合

災害の被害が市内全域に同等程度生じた場合市の区域とする。

(3)　法の適用を受ける被害基準

次に掲げる基準被害数に達した場合は法の適用を受ける。

ア　住家の被害の場合

北九州市各区の区域及び市の区域で次表のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ区分による住家滅失世帯を生じた場合

被害基準の区分 単位区域	A	B	C	D
	一区域の被害（滅失住家）が次の数に達した場合（施行令第１条第１項第１号による。）	福岡県内の被害が2,500世帯以上で一区域の被害が次の数に達した場合（施行令第１条第１項第２号による。）	福岡県内の被害が12,000世帯以上で一区域の被害が次の場合（施行令第１条第１項第３号による。）	隔絶地帯等に災害が発生し、救護を困難とする特別の事情があり、多数の住家に被害をうけた場合（施行令第１条第１項第３号による。）
門司区	80世帯	40世帯	区域内の住家被害が多数である場合	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とする場合で、多数の世帯の住家が減失した場合
小倉北区	100世帯	50世帯		
小倉南区	100世帯	50世帯		
若松区	80世帯	40世帯		
八幡東区	80世帯	40世帯		
八幡西区	100世帯	50世帯		
戸畑区	80世帯	40世帯		
北九州市	150世帯	75世帯		

※　滅失世帯数は、住家を全壊（焼）又は流失した世帯を１、半壊（焼）又は半流失した世帯を1/2、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯を1/3として積算した数

イ　人命の被害の場合（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。）

(ｱ)　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

・　火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

・　船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

(ｲ)　被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

・　交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
・　火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
・　豪雪により多数の者が危険状態となる場合
　a．平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
　b．平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
　c．雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

4　災害救助法の適用手続

法の適用基準に該当し、市長が被災地域のり災者に対し法第４条に規定する救助を実施しようとするときは、ホームページや報道機関を通じて市民に周知する。

5　被害状況提供

災害救助活動は、まず正確な被害状況を迅速に把握することによる。市長が災害救助法を発動すべきか否かを判断し、災害の事態に対応した救助計画をすみやかに樹立して、救助体制を整備することのできるのは、被害情報による。したがって迅速正確な被害状況の収集をし、内閣府に情報提供をすることとなる。

(1)　情報提供を必要とする災害
　ア　災害救助法の適用基準に該当する災害
　イ　災害による被害が当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する見込みのある災害
　ウ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告の必要があると認められる災害
　エ　その他特に情報提供の依頼のある災害

(2)　情報提供の時期、内容、要領及び方法
　情報提供は、災害発生の時間的経過に伴い、発生情報、中間情報、決定情報の３種類に分かれ、概ね次の表のとおりである。

事項	時　　期	内　　容
発　生 情　報	災害発生直後	①　災害発生の日時及び場所 ②　災害の原因 ③　災害発生時における被害状況 ④　法適用の要請の見込み ⑤　既にとった措置及び今後の措置
中　間 情　報	災害救助法適用後、必要の都度	①　災害発生の日時及び場所 ②　災害の原因 ③　被害状況 ④　法適用市町村名、適用月日時 ⑤　応急救助の実施状況 ⑥　救助費概算額 ⑦　救助費の予算措置の概況

事項	時　　期	内　　容
決 定 情 報	応急救助の完了後	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因 ③ 確定した被害状況 ④ 法適用市町村名、適用月日時 ⑤ 応急救助の実施状況 ⑥ 救助費概算額 ⑦ 救助費の予算措置の概況

6　災害救助法による救助の種類

(1)　避難所及び応急仮設住宅の供与
(2)　炊出し、その他による食品の給与、及び飲料水の供給
(3)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(4)　医療及び助産
(5)　被災者の救出
(6)　福祉サービスの提供
(7)　被災した住宅の応急修理
(8)　生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与
(9)　学用品の給与
(10)　埋葬
(11)　死体の捜索及び処理
(12)　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

7　災害救助法による被害認定基準

被害の区分	認　　定　　基　　準
住　　家	「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。 （注１）　一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。 （注２）　法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。

被害の区分	認　　定　　基　　準
世　　帯	ア　生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば２世帯として差し支えない。 イ　マンション、アパート等のように１棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ１世帯として取り扱う。 （注）会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議すること。 ウ　台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が１であれば１世帯となる。
死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。 （注）災害が原因で死亡した者には、従来、災害時に死亡した者だけでなく、災害により身体に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も含む。
災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
行 方 不 明	当該災害で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
負　　傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。
全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。
半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50％以上70％未満、またはその住家の損害割合が40％以上50％未満のものを大規模半壊という。
床 上 浸 水	「全壊、全焼又は流失」及び「半壊又は半焼」に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

○　災害救助基準

（令和８年４月１日現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第 4 条第 1 項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 370 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第 2 項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 370 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額 1 戸当たり 7,259,000 円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,259,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1　規模 建設型仮設住宅に準じる。 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,480 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1 食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 1　下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）	1　備考のア～エの場合… 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費 2　備考オの場合… 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	福祉サービスの提供範囲 ア　災害時要配慮者に関する情報の把握 イ　災害時要配慮者からの相談対応 ウ　災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 エ　災害時要配慮者の避難所への誘導 オ　福祉避難所の設置（法第２条第２項に基づき設置する場合を除く。）
被災した住宅の応急修理 （住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 56，400円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するために、緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの。
被災した住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 757，000円以内 ②半壊（ 焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367，000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うもの。
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,800 円 中学生生徒　6,100 円 高等学校等生徒 6,600 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12 歳以上） 239,400 円以内 小人（12 歳未満） 191,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり、3,800 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：１体当たり 6,100 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 148,600 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第４条第 1 項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　福祉サービスの提供 5　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 6　死体の捜索 7　死体の処理 8　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第４条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 5 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については 100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については 100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○　災害弔慰金の支給等に関する法律

(昭和四十八年九月十八日)

(法律第八十二号)

最終改正：令和三年五月一〇日法律第三〇号

目次

第一章　総則(第一条・第二条)
第二章　災害弔慰金の支給(第三条―第七条)
第三章　災害障害見舞金の支給(第八条・第九条)
第四章　災害援護資金の貸付け(第十条―第十七条)
第五章　雑則(第十八条・第十九条)
附則

第一章　総則

(趣旨)

第一条　この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。

(定義)

第二条　この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第二章　災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第三条　市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2　前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚

したと同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

3　災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

(災害による死亡の推定)

第四条　災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第五条　災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

(譲渡等の禁止)

第五条の二　災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(非課税)

第六条　租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(費用の負担)

第七条　都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。

2　国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

第三章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第八条　市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2　災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

(準用規定)

第九条　第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

第四章　災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第十条　市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号) 第二条第一項の規定による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

一　療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

二　政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2　災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。

3　災害援護資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十年を超えない範囲内で政令で定める。

4　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。

(都道府県の貸付け)

第十一条　都道府県は、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を除き、以下同じ。)が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2　前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。

第十二条　国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

2　前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、十二年(指定都市に対するものにあつては十一年)を超えない範囲内で政令で定める。

(償還金の支払猶予)

第十三条　市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還免除)

第十四条　市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

2　都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3　国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(貸付金の償還方法)

第十五条　市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額(利子及び延滞利子に係る金額を除く。第三項において同じ。)に相当する金額を都道府県に償還するものとする。

2　都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、前項の規定により貸付金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

3　指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

(報告等)

第十六条　市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

第十七条　第十条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付け(これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。)に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

(市町村における合議制の機関)

第十八条　市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条　国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附　則

(施行期日等)

第一条　この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行し、昭和四十八年七月十六日以後に生じた災害に関して適用する。

(被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例)

第二条　市町村は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資

産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2　都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3　国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条　平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2　国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3　平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(財務大臣との協議)

第四条　内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附　則　(昭和五〇年一月二三日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和五六年四月一〇日法律第二二号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附　則　(昭和五七年八月六日法律第七〇号)　抄

(施行期日等)

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害に関して適用する。

附　則　(平成三年九月二六日法律第八八号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項及び第八条第二項の規定は、平成三年六月三日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。

附　則　(平成二三年七月二九日法律第八六号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附　則　(平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号)　抄

(施行期日)

1　この法律は、公布の日から施行する。

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2　第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二(同法第九条において準用する場合を含む。)の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(検討)

4　地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5　国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　(平成三〇年六月二七日法律第六六号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定　公布の日

二及び三　略

四　第二条、第三条(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第四条(子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。)及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定　平成三十一年四月一日

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条　第二条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第四項の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第十一条　この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報

告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第十三条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附　則　(令和元年六月七日法律第二七号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条　内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)附則第二条第一項又は第三条第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)

第三条　この法律の施行前に市町村(特別区を含む。次条において同じ。)が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。)の規定によりした新法附則第二条第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除(同項に規定する場合にされたものに限る。)は、同項の規定による免除とみなす。

第四条　新法附則第三条の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附　則　(令和三年五月一〇日法律第三〇号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表(第八条関係)

(昭五七法七〇・追加)

一　両眼が失明したもの

二　咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの

三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

五　両上肢をひじ関節以上で失つたもの

六　両上肢の用を全廃したもの

七　両下肢をひざ関節以上で失つたもの

八　両下肢の用を全廃したもの

九　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

○　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(昭和四十八年十二月二十六日)

(政令第三百七十四号)

最終改正：令和元年七月一九日同第六一号

内閣は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第三条第一項、第五条、第八条第一項から第三項まで、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第三条第一項に規定する政令で定める災害)

第一条　災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。

2　前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助(以下「救助」という。)を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。

(法第三条第三項に規定する政令で定める額)

第一条の二　法第三条第三項に規定する政令で定める額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては五百万円とし、その他の場合にあつては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(法第五条に規定する政令で定める場合)

第二条　法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。

(法第八条第二項に規定する政令で定める額)

第二条の二　法第八条第二項に規定する政令で定める額は、障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては二百五十万円とし、その他の場合にあつては百二十五万円とする。

(準用)

第二条の三　第二条の規定は、災害障害見舞金の支給の制限について準用する。この場合において、同条中「法第五条」とあるのは「法第九条において準用する法第五条」と、「当該死亡」とあるのは「当該障害」と読み替えるものとする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める災害)

第三条　法第十条第一項に規定する政令で定める災害は、当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で救助が行われたものとする。

(法第十条第一項の規定による所得の算定)

第四条　法第十条第一項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得(当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年の所得)について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。)に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める額)

第五条　法第十条第一項に規定する政令で定める額は、同一の世帯に属する者が一人であるときは二百二十万円、二人であるときは四百三十万円、三人であるときは六百二十万円、四人であるときは七百三十万円、五人以上であるときは七百三十万円にその世帯に属する者のうち四人を除いた者一人につき三十万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、千二百七十万円とする。

(法第十条第一項第二号に規定する政令で定める損害)

第六条　法第十条第一項第二号に規定する政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。

(災害援護資金の限度額及び償還方法)

第七条　法第十条第二項に規定する限度額は、三百五十万円とする。ただし、内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、二百七十万円、二百五十万円、百七十万円又は百五十万円とする。

2　法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年(内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年)とする。

3　災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

4　前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(一時償還)

第八条　市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第九条　市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(都道府県の貸付金の償還期間)

第十条　法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。

(国の貸付金の償還期間)

第十一条　法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年(指定都市に対する貸付金にあつては、十一年)とする。

(償還金の支払猶予)

第十二条　法第十三条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他

市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。

(法第十五条の規定による貸付金の償還方法)

第十三条　法第十五条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

附　則

1　この政令は、法の施行の日(昭和四十九年一月一日)から施行する。

2　阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金(次項第一号において「府県の貸付金」という。)に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十一条の六第一項の規定の適用については、市町(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)を除く。)が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第百七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。

3　阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

一　府県が、市町(指定都市を除く。)に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。

二　指定都市が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

附　則　(昭和五〇年一月二三日政令第九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(昭和五〇年六月三日政令第一七二号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条及び第五条の規定は、昭和五十年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和五三年七月三日政令第二七三号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十三年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和五四年六月一九日政令第一八三号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十四年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和五五年五月三〇日政令第一四五号)

1　この政令は、昭和五十五年六月一日から施行する。

2　昭和五十五年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(昭和五六年四月一〇日政令第一二一号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第七条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和五六年六月一六日政令第二三二号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十六年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和五七年五月三一日政令第一五六号)

1　この政令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

2　昭和五十七年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(昭和五七年八月一四日政令第二二三号)　抄

1　この政令は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年八月十六日)から施行し、改正後の第二条の二及び第二条の三の規定は、同年七月十日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則　(昭和五八年七月一日政令第一四九号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十八年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和五九年五月二九日政令第一六三号)

1　この政令は、昭和五十九年六月一日から施行する。

2　昭和五十九年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(昭和六〇年六月七日政令第一六九号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和六十年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和六一年六月一〇日政令第二〇五号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和六十一年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和六一年一二月二六日政令第三八六号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七条第一項の規定は、昭和六十一年七月十日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(昭和六二年五月二九日政令第一八一号)

1　この政令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(昭和六三年五月三一日政令第一七四号)

1　この政令は、昭和六十三年六月一日から施行する。

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成元年五月三一日政令第一六〇号)

1　この政令は、平成元年六月一日から施行する。

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成二年六月八日政令第一四五号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、平成二年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(平成三年五月二九日政令第一八七号)

1　この政令は、平成三年六月一日から施行する。

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成三年九月二六日政令第三一一号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は平成三年六月三日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第二条

の二の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第五条及び第七条第一項の規定は同年五月二十六日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則　(平成四年五月二九日政令第一八五号)

1　この政令は、平成四年六月一日から施行する。

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成五年五月二八日政令第一七九号)

1　この政令は、平成五年六月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

2　平成五年五月三十一日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3　平成六年五月三十一日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについてこの政令による改正後の第四条の規定が適用される場合においては、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(地方税法の一部を改正する法律(平成四年法律第五号)による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額)」とする。

附　則　(平成六年五月二七日政令第一四四号)

1　この政令は、平成六年六月一日から施行する。

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成七年三月三一日政令第一四二号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　附則第十七条の改正規定並びに附則第九条及び第十条の規定　平成九年四月一日

附　則　(平成七年五月二六日政令第二二四号)

1　この政令は、平成七年六月一日から施行する。

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸

付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成八年三月三一日政令第八〇号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第七条の十四の三の改正規定、第四十九条の二第一項の改正規定、第五十二条の四の改正規定及び第五十二条の十の十二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十七条第一項及び第二項並びに第十七条の三第一項から第三項までの改正規定並びに附則第十八条の改正規定(同条第四項の改正規定中「同条第六項」を「同条第七項」に改める部分を除く。)並びに附則第三条第二項、第六項及び第十項、第八条並びに第九条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

附　則　(平成八年五月三一日政令第一六六号)

(施行期日)

1　この政令は、平成八年六月一日から施行する。

(経過措置)

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成九年五月三〇日政令第一七九号)

(施行期日)

1　この政令は、平成九年六月一日から施行する。

(経過措置)

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成一〇年五月二九日政令第一八八号)

(施行期日)

1　この政令は、平成十年六月一日から施行する。

(経過措置)

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成一二年六月七日政令第三〇九号)　抄

(施行期日)

1　この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成

十三年一月六日)から施行する。

附　則　(平成一四年五月二四日政令第一八二号)　抄

(施行期日)

1　この政令は、平成十四年六月一日から施行する。

附　則　(平成一七年六月一日政令第一九七号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

(母子及び寡婦福祉法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第六条

3　被害を平成十七年五月までに受けた場合における災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則　(平成一八年一月五日政令第一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　(平成一八年三月三一日政令第一二一号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで　略

四　第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同条を同令第四十八条の三の三とし、同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の五の二及び第四十八条の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の七第一項の改正規定(「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲」を「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「、同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号」と」を

削る部分を除く。)並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条の四までの改正規定、同令附則第五条の次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定(「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。)、同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定(「第二十条の二第十九項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。)、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定(同条第二項の改正規定(「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の三の改正規定(同条第三項の改正規定(「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附則第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定　平成十九年四月一日

附　則　(平成一八年三月三一日政令第一三四号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則　(平成二二年三月三一日政令第五七号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附　則　(平成二五年九月二六日政令第二八五号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条　第七条の規定の施行前に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、同条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第一条、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則　(平成二八年五月二五日政令第二二六号)　抄

(施行期日)

第一条　この政令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二九年一月一日)

附　則　(平成三一年一月三〇日政令第一六号)　抄

(施行期日)

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この政令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第十条」とあるのは、「第九条」とする。

3　この政令による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第九条の規定は、同条の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則　(令和元年七月一九日政令第六一号)　抄

(施行期日)

1　この政令は、令和元年八月一日から施行する。

(経過措置)

2　この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第十条第一項の規定によりされている償還金の支払の猶予は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十三条第一項の規定によりされた償還金の支払の猶予とみなす。

○　北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月27日

条例第13号

最終改正：令和元年12月20日条例第41号

(目的)

第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金の支給を行い、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行うことにより、市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2　この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた時に、市の区域内に住所を有する者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条　災害弔慰金は、市民が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)第1条に規定する災害(以下「令1条災害」という。)により死亡した場合に、その者の遺族に対して支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他特別の事情がある場合において、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対して行われたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条　令1条災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までの規定による災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条　令1条災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　令1条災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認める場合

(報告の徴収等)

第8条　市長は、災害弔慰金の支給に関して必要があると認めるときは、遺族に対し、必要な報告を求め、又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条　災害障害見舞金は、市民が令1条災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある場

合に、当該市民(以下「障害者」という。)に対して支給する。

(災害障害見舞金の額)

第10条　災害障害見舞金の1の令1条災害における障害者1人当たりの額は、当該障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条　災害援護資金は、令第3条に規定する災害(次条において「令3条災害」という。)により、法第10条第1項各号に掲げる被害を世帯が受けた場合に、当該世帯の生活の立直しに資するため、当該世帯の市民である世帯主に対して貸し付ける。

2　前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条　災害援護資金の1の令3条災害における1世帯当たりの貸付限度額は、当該災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がない場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　350万円

2　被害が前項第1号ウ又は第2号イ若しくはウに該当する場合において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合のこれらの規定の適用については、同項第1号中「270万円」とあるのは「350万円」と、同項

第2号中「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。

3　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項かっこ書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2　災害援護資金は、据置期間中は無利子とする。

3　災害援護資金の据置期間経過後の利率は、延滞の場合を除き次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利率とする。

(1)　保証人を立てる場合　年零パーセント

(2)　保証人を立てない場合　年1パーセント

4　第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条　災害援護資金は、半年賦償還又は月賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、繰上げ償還を妨げない。

3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条各項、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(北九州市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条　法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の付属機関として北九州市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2　委員会は、委員7人以内で組織する。

3　特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

4　委員及び臨時委員は、医師、弁護士その他の市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

5　委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了した時までとする。

7　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条　この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付　則

(施行期日等)

1　この条例は、昭和49年4月1日から施行し、災害弔慰金の支給に関する規定は、昭和49年1月1日以降に生じた令1条災害について適用する。

(廃止条例)

2　北九州市災害弔慰金および見舞金に関する条例(昭和38年北九州市条例第89号。以下「廃止条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3　昭和49年1月1日から昭和49年3月31日までの間に廃止条例第2条の規定により弔慰金の支給を受けた者に対する第5条の規定の適用については、同条中「50万円」とあるのは「50万円から廃止条例第2条の規定により支給された額を差し引いた額」とする。

付　則(昭和50年7月1日条例第25号)

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和50年1月23日以後生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

2　昭和50年1月23日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「遡及期間」という。)に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害弔慰金の経過規定)

3　遡及期間中に生じた災害について、改正後の条例の規定により災害弔慰金の支給を受けることとなる者(以下「新順位者」という。)以外の者が改正前の条例の規定により既に災害弔慰金の支給を受けている場合、新順位者に対する改正後の条例第5条の規定の適用については、同条中「にあつては100万円とし、その他の場合にあつては50万円」とあるのは「50万円」とする。

4　遡及期間中に生じた災害について、改正前の条例の規定により新順位者以外の者に対して支給された災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

5　遡及期間中において生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

付　則(昭和52年4月11日条例第17号)

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

2　昭和51年9月7日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「遡及期間」という。)に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

3　遡及期間中において生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

付　則(昭和53年7月1日条例第18号)

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

2　昭和53年1月14日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「遡及期間」という。)に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

3　遡及期間中に生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

付　則(昭和56年7月1日条例第26号)

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害について適用する。

(災害弔慰金の内払)

2　昭和55年12月14日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

(災害援護資金の経過規定)

3　前項に規定する期間中に生じた災害について、世帯主が改正前の条例の規定に基づいて貸付けを受けた災害援護資金は、改正後の条例の規定による災害援護資金の一部とみなす。

付　則(昭和57年12月14日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付　則(昭和62年3月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(平成3年10月2日条例第36号)

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項及び第2項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(災害弔慰金の内払)

2　平成3年6月3日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じた災害につき遺族が改正前の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて支給を受けた災害弔慰金は、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

付　則(平成31年3月26日条例第6号)

(施行期日)

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付　則(令和元年12月20日条例第41号)

この条例中第15条第3項の改正規定は公布の日から、第16条を第17条とし、第15条の次に1条を加える改正規定は令和2年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

1　両眼が失明したもの
2　咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの
3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5　両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6　両上肢の用を全廃したもの
7　両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8　両下肢の用を全廃したもの
9　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

○　北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年3月29日

規則第42号

最終改正：令和元年12月20日規則第40号

(趣旨)

第1条　この規則は、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年北九州市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続)

第2条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえで支給するものとする。

(1)　死亡者(条例第6条の規定により死亡の推定を受けた者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日

(2)　死亡(条例第6条の規定により、死亡の推定をされた場合の原因となった事実の発生を含む。以下同じ。)の年月日及び状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条　市の区域外で死亡した市民(条例第2条第2項に規定する市民をいう。以下同じ。)の遺族は、死亡地の官公署の発行する被災証明書を市長に提出しなければならない。

2　市の区域内に住所を有しない遺族は、遺族であることを証明する書類を市長に提出しなければならない。

(災害障害見舞金の支給の手続)

第4条　市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえで支給するものとする。

(1)　障害者の氏名、性別及び生年月日

(2)　災害により負傷し又は疾病にかかった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条　市の区域外で災害により負傷し又は疾病にかかり、障害者となった市民は、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を市長に提出しなければならない。

2　障害者は、条例別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を市長に提出しなければならない。

(借入れの申込み)

第6条　条例第12条の規定による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(以下この条及び次条第1項において「借入申込書」という。)を被害を受けた日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還期間及び償還方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人を立てる場合にあっては、保証人に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に住所を有していた借入申込者にあっては、その者の属する世帯の前年の所得に関する当該市町村の長の証明書

(3)　その他市長が必要と認める書類

(資金の貸付けの決定等)

第7条　市長は、前条第1項の規定による借入申込書の提出を受けたときは、世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査のうえ、貸付けの可否を決定するものとする。

2　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書を当該借入申込者に交付するものとする。

3　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書を当該借入申込者に交付するものとする。

(災害援護資金借用書の提出)

第8条　前条第2項の規定により、災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者(以下この条において「貸付決定者」という。)は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合にあっては、当該保証人の記名押印がされたもの。以下「借用書」という。)に貸付決定者の印鑑証明書(保証人を立てる場合にあっては、貸付決定者及び保証人の印鑑証明書)を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第9条　市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条　貸付金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還免除)

第11条　資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2　前項の災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が死亡した場合　当該死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなった場合　償還することができなくなったことを証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合　当該決定を受けたことを証する書類

3　市長は、償還免除申請者に対して償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　市長は、償還免除申請者に対して償還免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(違約金の支払の免除)

第12条　借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとするときは、その理由を記載した

違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、借受人に対して違約金の支払の免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、借受人に対して違約金の支払の免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、借受人に対して支払猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予をした期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、借受人に対して支払猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(氏名等変更届)

第14条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等、その他借用書に記載した事項の異同を生じたときは、借受人は、すみやかに、市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって届け出るものとする。

(委員会の所掌事務)

第15条　北九州市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関する事項

(2)　災害障害見舞金の支給に係る障害と災害との因果関係に関する事項

(3)　前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し市長が必要と認める事項

(委員長及び副委員長)

第16条　委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(委員会の会議)

第17条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員会の会議は、公開しない。

(関係者の出席等)

第18条　委員会は、第15条各号に掲げる事項を調査審議するため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員及び臨時委員の守秘義務)

第19条　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第20条　委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委員長への委任)

第21条　第15条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委任)

第22条　この規則の施行に関し、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付　則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付　則(昭和57年12月14日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付　則(平成6年10月11日規則第55号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成6年10月14日から施行する。

付　則(平成31年3月26日規則第14号)

(施行期日)

1　この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第6条第1項第4号及び第8条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付　則(令和元年12月20日規則第40号)

この規則中第11条第2項に1号を加える改正規定は公布の日から、第15条を第22条とし、第14条の次に7条を加える改正規定は令和2年4月1日から施行する。

○　北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱

（趣　　旨）

第１条　この要綱は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、土砂くずれその他の異常な自然現象又は火事による災害（以下「災害」という。）が市内で発生した場合において、市民の死亡又は住家等の被害に対し、弔慰し、又は見舞するため災害弔慰金又は災害見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（災害弔慰金の受給資格）

第２条　災害弔慰金の支給を受けることができる者は、市内で発生した災害により死亡した者（死亡の事実を確認することはできないが、死亡したことが確実であると推定される者を含む。以下同じ。）の遺族とする。

２　前項の遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

(2)　子

(3)　父母

(4)　孫

(5)　祖父母

(6)　前各号に掲げるもののほか死亡した者の死亡当時その者と生計を同じくしていた親族

３　前項各号に掲げる者がない場合において、死亡した者の葬祭を行う者があるときは、その者を第１項の遺族とみなす。

４　第２項に掲げる者の弔慰金を受ける順位は、次の各号に定めるところによる。

(1)　死亡した者の死亡当時において、死亡した者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、第２項各号の順位によるものとする。

５　災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上ある場合において、その１人に対して行った支給は全員に対して行われたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第３条　災害弔慰金の額は、死亡した者１人につき10万円とする。

（災害見舞金の受給資格）

第４条　災害見舞金の支給を受けることができる者は、市内で発生した災害により負傷した者及び住家又は店舗（生計上主たる収入源として営業のなされる建物（住家を除く。）をいう。以下同じ。）に被害があった場合において当該住家に居住していた世帯の世帯主又は当該店舗で営業していた者とする。

（災害見舞金の額）

第５条　災害見舞金の額は、次の表のとおりとする。

(1)

区　　分	要　治　療　見　込　日　数		
	１か月以上 ３か月未満	３か月以上 ６か月未満	６か月以上
負傷した者	30,000円	40,000円	50,000円

(2)

区　　分	住　　家			店　　舗
	１人の世帯	２人及び ３人の世帯	４人以上の 世　　帯	
全壊・全焼・流失	30,000円	45,000円	60,000円	30,000円
半壊・半焼	15,000	23,000	30,000	15,000
床上浸水	8,000	15,000	15,000	―

２　前項の表の区分の被害の程度の認定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による被害を認定する場合の認定基準の例による。

第６条　災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合は支給しない。

(1)　死亡した者につき、条例の規定に基づき災害弔慰金の支給を受けるとき。

(2)　公務上又は業務上死亡して、法令又は条例に基づく補償を受けるとき。

(3)　自己の不法な行為によって死亡したとき。

２　災害見舞金は、被害を受けた者が次の各号の一に該当する場合は支給しない。

(1)　負傷した者につき、条例の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けるとき。

(2)　法人又は団体であるとき。

(3)　自己の不法な行為によって被害を受けたとき。

（委　　任）

第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附　　則

この告示は、昭和49年４月１日から施行する。

附　　則

この告示は、昭和52年４月１日から施行する。

附　　則

この告示は、昭和56年４月１日から施行する。

附　　則

この告示は、昭和56年８月10日から施行し、改正後の北九州市災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する要綱の規定は、昭和56年４月１日から適用する。

附　　則

（施行期日等）

１　この告示は、平成３年12月４日から施行し、改正後の北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成３年９月14日以後に生じた災害について適用する。

（災害見舞金の内払）

２　平成３年９月14日からこの要綱の日の前日までの間に生じた災害につき災害見舞金の受給資格を有する者が改正前の北九州市災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する要綱の規定に基づいて支給を受けた災害見舞金は、改正後の要綱の規定による災害見舞金の内払とみなす。

○　福岡県災害見舞金等支給要綱

昭和49年９月11日決裁
改正　昭和57年４月１日
改正　平成24年10月４日
改正　令和元年９月６日
改正　令和２年12月17日
改正　令和５年１月27日

（趣　　旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）による被災者に対する見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用基準）

第２条　知事は、県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）第２条第１項の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を支給するものとする。

(1)　当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
15,000人未満	10 世 帯
15,000人以上30,000人未満	15 世 帯
30,000人以上100,000人未満	20 世 帯
100,000人以上300,000人未満	25 世 帯
300,000人以上	30 世 帯

注１　被災世帯の算定については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第２項の規定を準用する。

２　被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

３　一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2)　同一災害により、死者及び行方不明者が５人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

(3)　前各号に定める場合のほか、当該市町村の区域内において５世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。

ただし、この場合においては、死者又は行方不明者に対する弔慰金に限るものとする。

（支給の制限）

第３条　見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

（適用除外）

第４条　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第３条に規定する災害弔慰金又は同法第８条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給したものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

（見舞金等の額）

第５条　見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1)　全壊、全焼又は流失した世帯

１世帯当たり　100,000円（ただし、１人世帯には50,000円）

(2)　半壊又は半焼した世帯

１世帯当たり　50,000円（ただし、１人世帯には25,000円）

(3)　床上浸水した世帯

１世帯当たり　30,000円（ただし、１人世帯には 15,000円）

(4)　死者又は行方不明者

１人につき　200,000円（ただし、県民以外の場合には30,000円）

(5)　重傷者

ア　県民の場合、１人につき100,000円以内（その支給基準は別表による。）

イ　県民以外の場合、１人につき15,000円

（支給の方法）

第６条　前条第１号から第３号まで及び第５号の規定による見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第４号の規定による弔慰金は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して支給するものとする。

（遺族等の範囲）

第７条　前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。）

(2)　子、父母、孫又は祖父母

(3)　前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

２　前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

３　第１項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第２号に掲げる者にあっては、同号に掲げる順位によるものとし、同項第３号に掲げる者が、複数の場合にあっては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

（申請の手続き）

第８条　市町村長は、第２条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに様式第１号による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、この限りでない。

(1)　災害救助法第２条の災害　　災害救助法適用の日から３か月以内

(2)　第２条第１号の災害　災害発生の日から３か月以内

(3) その他の災害　災害発生の日から１か月以内

２　第６条の規定により支給の依頼を受けた市町村長が、その支給を完了したときは、支給完了の日から５日以内に、様式第２号による精算書を知事に提出するものとする。

附　則

１　この要綱は、昭和49年９月11日から施行する。

２　福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和47年８月10日決裁）は、廃止する。

附　則

この要綱は、昭和57年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成24年７月３日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年９月６日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等交付要綱は、令和元年７月21日以降に発生した災害について適用する。

附　則

この要綱は、令和２年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年１月27日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等支給要綱は、令和４年９月18日以降に発生した災害について適用する。

別表（第５条関係）

要治療見込日数	１か月以上３か月未満	40,000円
同　　上	３か月以上６か月未満	60,000円
同　　上	６か月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

○　保健福祉局関係小災害救助取扱要領

昭和45年２月18日
（平成14年４月１日　一部改正）
（平成30年７月１日　一部改正）

（目　　的）

第１条　この要領は、災害救助法の適用に至らない小災害の被災者に対し、緊急やむを得ない措置を必要とするもので、保健福祉局の所管に属する業務に関する救助の基準を定め、被災者の保護を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第２条　災害救助法の発動はないが、地域の一部で同一原因による全壊、全焼、流失（以下「全壊等」という。）等の被害を受けた世帯が７世帯以上あったときは市民の要請に基づいて、この要領を適用する。この場合において、半壊、半焼は２世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は３世帯をもって全壊等の被害を受けた世帯の１世帯に換算する。

２　前項の基準以下の災害の場合であっても、特に保健福祉局長が救助を必要と認める世帯については、世帯主の要請に基づき、この要領を適用することができる。

（被害の認定基準）

第３条　災害における被害程度の認定は、平成１３年６月２８日府政防第５１８号内閣府政策統括官（防災担当）通知によるものとする。

（救助の種類）

第４条　救助の種類は次の各号のとおりとする。ただし、これに拠り難い場合は保健福祉局長の認める範囲内で救助を行うことができるものとする。

(1)　生活必需品の給付

災害により、住家が全壊等の被害を受けた世帯に対して給付できる物品の数量は、季別により１人あたり次に掲げるとおりとする。季別は、夏季（７月から９月までの期間をいう。）及び夏季以外とし、災害発生の日をもって決定する。ただし、他の法令等により公の機関から同様の物品を支給される場合はこの限りでない。

区　　分	季　　別	数　　量
毛　　布	夏季以外	１　枚
タオルケット	夏　　季	１　枚

(2)　避難場所の設置

イ　学校、市民センター等の公共建物の利用を原則とするが、これらの適当な利用することが困難であり、民間建物を借用する場合は、災害救助法に基づき内閣府の定める基準に準じ、使用謝金及び仮設物件費を負担することができる。ただし、この場合の謝金には避難所の維持管理のための光熱水費、消耗器材費、衛生清掃費を含むものとする。

ロ　避難所とは、不特定多数の者が避難する場所とし、縁戚知人等の住家等への避難は公費負担の対象とすることはできないものとする。

(3)　炊出しの実施

炊出しの対象は、原則として避難所に収容された者及び災害地における救助作業等に従事する者とする。この場合において、炊出しの程度、方法及び期間については、災害救助法に基づき内閣府の定める基準によるものとする。

(4)　救助のための賃金職員等雇上賃及び輸送費

イ　賃金職員等雇上賃

避難所の維持管理、資材の運搬、炊出しの実施等に伴う賃金職員等の雇上げについては、保健福祉局長の認める範囲内で行うことができるものとする。

ロ　輸 送 費

緊急現地連絡、救助物資の輸送等については、公用車の使用を原則とするが、経済性、緊急性を考慮して公用車以外の車両を借上げることができるものとする。

(5)　生活必需品の貸与

生活必需品については、個人所有物の使用又は個人負担を原則とするが、区長が実情に応じて必要と認める場合は次に掲げる物品を貸与することができるものとする。

区　　分	季　　別	対　　象	数　　量
毛　　布	夏季以外	避難所収容者	１人あたり１枚
タオルケット	夏　　季	避難所収容者	１人あたり１枚
布　　団	季別なし	避難所収容者	１人あたり１組
上　　敷	季別なし	既存の畳が浸水又は類焼した世帯	現地調査により居住する最小限必要と認定した畳数

（報 告 等）

第５条　区コミュニティ支援課長区は、当該区域内に災害が発生した場合は、状況を調査し、この要領の適用有無に関わらず、被害の場所、被害の程度、世帯数、救助の方法、概算費用等をすみやかに保健福祉局長に連絡すること。

２　災害終了に伴い公費負担の必要が生じた場合は、保健福祉局長に対し別紙様式により災害発生調書（予算措置要求書）を提出すること。

様式

災害発生調書（兼予算措置要求書）

発生場所　北九州市　　区　　町　　丁目
発生日時　令和　　年　　月　　日　午前　後　　時　　分から
　　午前　後　　時　　分から

（見舞金内訳）

住　　所	世帯主氏名	世帯人員	り災程度			見舞金額	建物の種類			
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
			全	半	床		住	併	事	出
計	世帯	人	戸	戸	戸	円	戸	戸	戸	戸

世帯員別	全半別	世帯人員	世帯数	金　額	全半別	世帯人員	世帯数	金　額
					計	人	世帯	円

（「住」：住居、「併」：併用住宅、「事」：事務所、「出」：出店）

（弔慰金内訳）

住　　所	同居の遺族氏名	死亡者氏名	弔　慰　金	備　　考

（避難所使用内訳）

避難所設置場所	名　　称	使用期間	収容世帯数	収容人員	使用謝礼額

（炊出し経費内訳）

世帯数	人　　員	延食数	期　　間	金　　額	（備考）

（毛布支給内訳）

世帯数	数　量

○　北九州市防災行事等災害補償要綱

（目　　的）

第１条　この要綱は、本市が行う防火・防災訓練、防火・防災講習（講演）会、防火防災の広報行事、防火・防災運動に伴う消防演習その他の防災行事（以下「防災行事等」という。）に起因して損害を受けた市民等について、本市が、法律上の賠償責任を負担しなければならない損害を補償することにより、市民参加による防災行事等の円滑な推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　本市の消防機関

北九州市消防局及び「北九州市消防団の設置等に関する条例」第３条に規定する消防団とする。

(2)　自主防災活動団体

市民防災会及び防火・防災思想の普及や高揚を図る目的により自主的に組織された団体で防災協会、婦人自衛消防隊、年長者防火クラブ、婦人防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等をいう。

（防災行事等の範囲）

第３条　この要綱において、「防災行事等」の範囲は、次に掲げるものとする。

(1)　本市が主催する防災行事等

(2)　本市の消防機関が主催する防災行事等

(3)　本市又は本市の消防機関が、自主防災活動団体、教育機関又はその他の団体と共同して行う防災行事等

(4)　自主防災活動団体、教育機関又はその他の団体が、本市の消防機関の指導・立会いのもとに行う自主防災行事等

（補償の対象）

第４条　この要綱による補償の対象となる事故は、第３条に定める防災行事等の実施中に本市又は本市の消防機関の過失により参加者又は第三者の生命、身体又は財産に損害を与えた法律上の損害賠償責任を負うものとする。

（保険契約）

第５条　本市は、防災行事等にかかる損害の補償を行うために、損害保険会社と損害保険契約を締結する。

２　各年度の予算内で損害保険会社と契約を結び、てん補限度等の条件は保険会社との契約により決定する。

（保険契約の補償内容）

第６条　市民等が被る損害に対して、本市が法律上の賠償責任を負うことにより保険金を支払うものとする。

（保険契約の補償額）
第７条　保険契約の補償額は、損害を受けた市民等の過失の度合い等を考慮し、判例等をもとに、契約保険会社と協議の上決定する。

（適用除外）
第８条　この要綱において、参加した市民等の故意によるもの、その他契約保険会社の定める免責事項に該当するものにあっては、賠償の責任を負わない。

（事故の速報）
第９条　防災行事等の管理者は、当該行事等に起因して事故が発生したときは、次の内容を市長に速報しなければならない。
(1)　事故発生日時
(2)　事故発生場所
(3)　事故の概要
(4)　被害者又は損害を受けた物の所有者の氏名、連絡先、住所
(5)　その他必要な事項

（事故の報告）
第１０条　防災行事等の管理者は、前条に定める速報の後、速やかに、別記様式に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。
(1)　防災行事等の実施計画書
(2)　現認証明書
(3)　事故現場付近見取図
(4)　負傷等状況見取図
２　前項のほか、人的被害時は医師の診断書及びその他必要な書類、物的被害時は写真等の損傷状態が確認できるもの及びその他必要な書類を添えるものとする。
（市における事故の審査・判定）
第１１条　市長は、前条に定める事故報告を受けた場合には、当該事故を審査し、この要綱における対象事故であると判定したときは、速やかに保険会社に通知するものとする。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるほか必要な事項は、賠償責任保険契約の約款によるものとする。

付　則
この要綱は、昭和５４年７月１５日から施行する。
付　則
この要綱は、平成３１年５月１日から施行する。
付　則（令和４年３月２５日北九消予予第３１９号）
この要綱は、令和４年３月２５日から施行する。